



令和4年4月27日

令和3年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 内田 博長 様

鳥取県議会議員 内田隆嗣

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項目	金額	主な支出の内訳
調査研究費	20,823 円	県内視察
研修費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
広報費	726,000	県政報告書作成新聞印刷料
事務所費	614,059	家賃
事務費	63,164	通信費
人件費	1,424,046	給与、社会保険料
合計	2,848,092	

3 支出に充てない残額

151,908 円

令和3年度 政務活動費出納簿

合計

月	収入	支出									残高	
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
4月	750,000	0	0	0	0	0	0	55,171	3,168	0	58,339	691,661
5月	0	0	0	0	0	0	0	50,808	2,745			
6月	0	0	0	0	0	0	0	50,808	0			
7月	750,000	0	0	0	0	0	0	50,808	3,024			
8月	0	0	0	0	0	0	0	50,808	3,024			
9月	0	0	0	0	0	0	0	50,808	4,806			
10月	750,000	0	0	0	0	0	0	50,808	5,454			
11月	0	0	0	0	0	0	0	50,808	7,403			
12月	0	0	0	0	0	0	0	50,808	8,417			
1月	750,000	0	0	0	0	0	0	50,808	8,449			
2月	0	0	0	0	0	0	0	50,808	8,338			
3月	0	20,823	0	0	0	0	726,000	50,808	8,336			151,908
合計	3,000,000	20,823	0	0	0	0	726,000	614,059	63,164	1,424,046	2,848,092	151,908

令和3年度 政務活動費出納簿

4月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
4月12日	政務活動費		750,000										0	
3月12日	事務所家賃	61,302円×90%									55,171		55,171	403
4月21日	通信費	3,520円×90%										3,168	3,168	404
4月 計			750,000	0	0	0	0	0	0	55,171	3,168	0	58,339	

令和3年度 政務活動費出納簿

5月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領取書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
5月21日	柴田憲範給与	■■■■円×100%											■■■■	501
5月31日	事務所家賃	100,000円×56.521%×90%								50,808			50,808	502
5月25日	通信費	3,050円×90%									2,745		2,745	503
5月 計			0	0	0	0	0	0	0	50,808	2,745	■■■■		

令和3年度 政務活動費出納簿

6月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
6月21日	柴田憲範給与	■■■■円×100%											■■■■	601
6月30日	事務所家賃	100,000円×56.521%×90%								50,808			50,808	602
6月4日	4月分社会保険料	■■■■円×100%											■■■■	603
6月30日	5月分社会保険料	■■■■円×100%											■■■■	604
6月計			0	0	0	0	0	0	0	50,808	0	■■■■		

令和3年度 政務活動費出納簿

7月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
7月12日	政務活動費		750,000										0	
7月21日	柴田憲範給与	■■■■円×100%										■■■■		702
7月30日	事務所家賃	100,000円×56.521%×90%								50,808			50,808	703
7月29日	6月社会保険料	■■■■円×100%										■■■■		704
7月12日	通信費	3,361円×90%									3,024		3,024	705
7月 計			750,000	0	0	0	0	0	0	50,808	3,024	■■■■		

令和3年度 政務活動費出納簿

8月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
8月23日	柴田憲範給与	■■■■円×100%											■■■■	801
8月31日	事務所家賃	100,000円×56.521%×90%								50,808			50,808	802
8月30日	7月分社会保険料	■■■■円×100%											■■■■	803
8月10日	通信費	3,361円×90%									3,024		3,024	804
8月計			0	0	0	0	0	0	0	50,808	3,024	■■■■	■■■■	

令和3年度 政務活動費出納簿

9月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
9月21日	柴田憲範給与	■■■■円 × 100%											■■■■	901
9月30日	事務所家賃	100,000円 × 56.521% × 90%								50,808			50,808	902
9月28日	8月分社会保険料	■■■■円 × 100%											■■■■	903
9月10日	通信費	5,341円 × 90%									4,806		4,806	905
9月計			0	0	0	0	0	0	0	50,808	4,806	■■■■		

令和3年度 政務活動費出納簿

10月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
10月11日	政務活動費		750,000										0	
10月21日	柴田憲範給与	■■■■円 × 100%										■■■■		1,001
10月29日	事務所家賃	100,000円 × 56.521% × 90%								50,808			50,808	1,002
10月28日	9月分社会保険料	■■■■円 × 100%										■■■■		1,003
10月11日	通信費	6,060円 × 90%									5,454		5,454	1,006
10月 計			750,000	0	0	0	0	0	0	50,808	5,454	■■■■	■■■■	

令和3年度 政務活動費出納簿

11月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出									領収書等の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
11月22日	柴田憲範給与	■■■■円×100%											■■■■	1,101	
11月30日	事務所家賃	100,000円×56.521%×90%									50,808			50,808	1,102
11月29日	10月分社会保険料	■■■■円×100%											■■■■	1,103	
11月10日	通信費	8,226円×90%										7,403		7,403	1,106
11月計			0	0	0	0	0	0	0	0	50,808	7,403	■■■■		

令和3年度 政務活動費出納簿

12月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
12月21日	柴田憲範給与	■■■■円 × 100%											■■■■	1,201
12月29日	事務所家賃	100,000円 × 56.521% × 90%								50,808			50,808	1,202
12月10日	通信費	9,353円 × 90%									8,417		8,417	1,205
12月計			0	0	0	0	0	0	0	50,808	8,417	■■■■		

令和3年度 政務活動費出納簿

1月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出									領収書等の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
1月11日	政務活動費		750,000											0	
1月21日	柴田憲範給与	■■■■円 × 100%											■■■■		101
1月31日	事務所家賃	100,000円 × 56.521% × 90%								50,808				50,808	102
1月4日	11月分社会保険料	■■■■円 × 100%											■■■■		103
1月31日	12月分社会保険料	■■■■円 × 100%											■■■■		104
1月11日	通信費	9,388円 × 90%										8,449		8,449	106
1月計			750,000	0	0	0	0	0	0	50,808	8,449	■■■■			

令和3年度 政務活動費出納簿

2月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
2月21日	柴田憲範給与	■■■■円 × 100%											■■■■	201
2月28日	事務所家賃	100,000円 × 56.521% × 90%								50,808			50,808	202
2月25日	1月分社会保険料	■■■■円 × 100%											■■■■	203
2月10日	通信費	9,265円 × 90%									8,338		8,338	206
2月 計			0	0	0	0	0	0	0	50,808	8,338	■■■■		

令和3年度 政務活動費出納簿

3月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計		
3月22日	柴田憲範給与	■■■■円×100%											■■■■		301
3月30日	事務所家賃	100,000円×56.521%×90%									50,808			50,808	302
3月31日	2月分社会保険料	■■■■円×100%											■■■■		303
4月26日	3月分社会保険料	■■■■円×100%											■■■■		304
4月25日	3月発行県政報告書作成新聞印刷料								726,000					726,000	305
3月31日	会派・議員連盟関係政務活動費			20,823										20,823	306
3月10日	通信費	9,263円×90%										8,336		8,336	308
4月21日	柴田憲範給与	■■■■円のうち計上できる上限の■■■■円を計上											■■■■		309
3月計			0	20,823	0	0	0	0	726,000	50,808	8,336	■■■■			

令和3 年度 政務活動事務所状況報告書

(令和3年4月のみ)

議員名： 内田隆嗣

1 所在地・所有形態

所在地 米子市福市599-2 103

電話番号 0859-57-3522

FAX番号 0859-57-6105

設置形態 自宅敷地外 自宅敷地内別棟 自宅の一部を専用使用 自宅と兼用

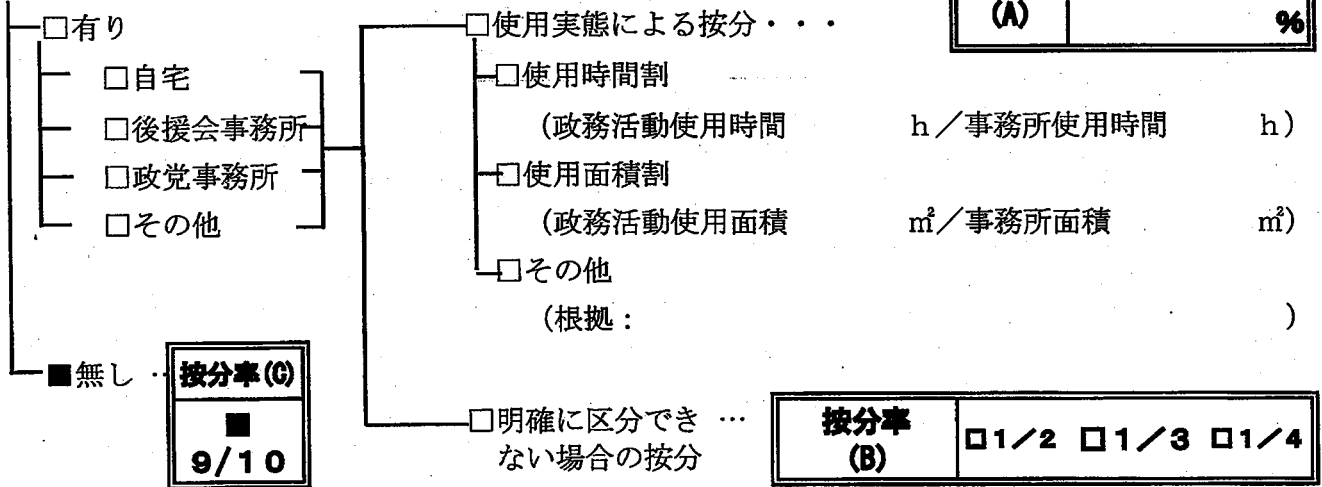
所有形態 自己所有

生計を一にする
親族名義含む。

- 賃借
 - 第三者所有 (賃貸借契約先 大東建託パートナーズ (株))
 - 関連会社 (会社名)
 - 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用



* 後援会や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所 米子市八幡662-2

政党事務所住所 米子市両三柳2485

(記載上の注意)

- ・ 年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること。
(選挙時は特に注意すること。)
- ・ 複数の事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

令和3 年度 政務活動事務所状況報告書

(令和3年5月～)

議員名： 内田隆嗣

1 所在地・所有形態

所在地 米子市両三柳2485

電話番号 0859-57-8882

FAX番号 0859-57-7026

設置形態 自宅敷地外 自宅敷地内別棟 自宅の一部を専用使用 自宅と兼用

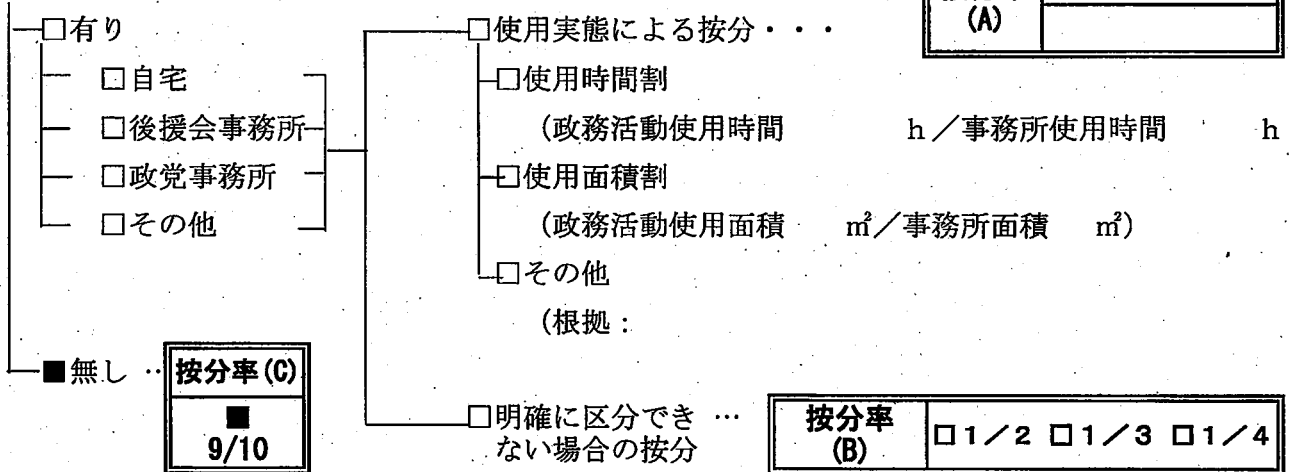
所有形態 自己所有 賃借 (使用部分1階84.50m²家賃は使用部分(84.5/149.5≒56.521%)を計上)

生計を一にする親族名義含む。

- 第三者所有 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)
- 関連会社 (会社名)
- 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用



* 兼用の数による按分とする

* 後援会や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所 米子市八幡897

政党事務所住所 米子市八幡662-2

(記載上の注意)

- ・ 年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること。
(選挙時は特に注意すること。)
- ・ 複数の事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧 (令和3年4月)

議員名: 内田隆嗣

1 事務所費

按分率=

9/10	%
------	---

 ← 「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

- | | | | |
|--|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所賃借料 | <input type="checkbox"/> 電気代 | <input type="checkbox"/> 上下水道代 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 駐車場賃借料 | <input type="checkbox"/> ガス代 | <input type="checkbox"/> 灯油代 | |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話 (ファクシミリ兼用含む) (番号 - -)

- 自宅設置 . . . 1/2
- 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用 (番号 - -)

- 自宅設置 . . . 1/2
- 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先 ソフトバンク、MEGABEGG)

- 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1/2
- 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

② (契約先)

- 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1/2
- 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

(番号 - -)

- 政務活動以外(私用など)にも使う場合 . . . 1/2
 - 政務活動用携帯電話を別に持つ場合 . . . 9/10
- ⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

(番号 - -)

(4) 消耗品、備品等

- 自宅や外出先で使用する場合 . . . 1/2
- 事務所で使用する場合 . . . 事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物(はがきを含む)については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

- 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合 . . . 面積按分
- 政務活動のみの場合 . . . 10/10

費目ごとの按分率一覧(令和3年5月~)

議員名: 内田隆嗣

1 事務所費

按分率=

9/10	
------	--

 ←「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

- 事務所賃借料 電気代 上下水道代 その他
 駐車場賃借料 ガス代 灯油代

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話 (ファクシミリ兼用含む) (番号 0859 - 57 - 8882)

- 自宅設置 . . . 1/2
 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用 (番号 0859 - 57 - 7026)

- 自宅設置 . . . 1/2
 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先 中海テレビ)

- 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1/2
 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

② (契約先)

- 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1/2
 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

(番号 - -)

- 政務活動以外(私用など)にも使う場合 . . . 1/2
 政務活動用携帯電話を別に持つ場合 . . . 9/10
⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

(番号 - -)

(4) 消耗品、備品等

- 自宅や外出先で使用する場合 . . . 1/2
 事務所で使用する場合 . . . 事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物(はがきを含む)については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

- 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合 . . . 面積按分
 政務活動のみの場合 . . . 10/10

2021年3月23日

〒683-0011

米子市福市599-2 モンリーブルV103号室

内田 隆嗣 様

東京都港区港南2-16-1

大東建託パートナーズ株式会社

消費税改正に伴う賃料等変更のご通知

拝啓 平素より格別のご厚情賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日に消費税が改正された場合、「建物賃貸借契約」の約定に基づき現在ご契約いただいております賃貸建物の賃料等を変更させていただきます。

賃料等につきましては、下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、予定通りに消費税が改正された場合、2019年10月分（2019年9月引き落とし、又はお振込み分）から税率10%の賃料等とさせていただきますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

記

【建物の表示】

建物名称	モンリーブル V		
建物所在地	米子市福市599-2		
建物コード	0205657-02	部屋コード	01030

【賃料等】

	家賃	駐車場 (内消費税)	共益費	自治会費	その他 (ハクリーフ保証料)	総額家賃
現在 消費税8%	52,000円	6,480円 (480円)	1,500円	0円	1,199円	61,179円
2019年10月～ 消費税10%	52,000円	6,600円 (600円)	1,500円	0円	1,202円	61,302円

以上

【お問い合わせ先】

固定電話専用 0120-0365-12

携帯電話専用 0570-0365-12

契約番号

建物賃貸借契約 更新同意書

2019年5月31日 に期間満了を迎える建物賃貸借契約について、以下のとおり契約を更新することに同意します。

契約更新後の月額賃料等

契約者様名 (賃借人名)	内田隆嗣	本書類に記載の内容を契約更新が完了していることを
契約物件所在地	鳥取県米子市福市 599-2	2021年3月
建物名称・部屋番号	モンリーブル V 103号室 (物件No.0205657-02-01030)	大東建託パートナーズ株式会社
駐車場区画番号	19 20	
賃貸人名	大東建託パートナーズ株式会社	
賃貸人住所	東京都港区港南2丁目 16-1	
契約期間	2019年6月1日 から 2021年5月31日 まで	
①家賃	52,000 円	
②駐車料 (内、消費税等)	6,480 円 (480 円)	
③共益費	1,500 円	
④自治会費	0 円	
⑤その他	0 円	
⑥ハウズリースクリーニング料	1,198 円	
特約	原契約書のとおり。(原契約書に記載がない場合、特約はありません。)	

※ 本同意書に記載のない事項は、原契約書と同一の条件とします。なお、駐車料に係る消費税等は税率の改正により増減します。

【表明・確約事項】

賃借人(借主が法人である場合は、法人及びその役員)若しくは入居者又は、連帯保証人が、暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体又はその関係者、その他の反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを表明します。また、本物件を暴力団事務所(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。)として使用しないこと及び第三者をして使用させないことを誓約します。以上について、違反した場合に貸主が賃貸借契約の解除その他一切の措置をとることに異議はありません。

■ 契約者様記入欄

※ 書または黄色のペンで記入ください。(消せるタイプのペンは使用しないでください。)

記入日	2019 年 8 月 6 日	
契約者様住所	鳥取 都 道 米子市福市 599-2 E24-71LV 103号	
契約者様名 (賃借人名)	フリガナ 内田 隆嗣	
※忘れずにご捺印をお願いします。	上記の月額賃料等、(表明・誓約事項)及びご通知記載の個人情報の取扱いに同意します。	

連絡先・緊急時連絡先	連絡先	緊急時連絡先
火災保険の加入状況	<input type="checkbox"/> ハウズガードのリバップガードに加入 <input checked="" type="checkbox"/> 三井住友海上のリビングFITに加入 <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 上記以外(1~3を記載願います。) 1 保険会社名 2 証券番号 3 加入日 年 月 日	

※姓の変更がある場合、変更後の氏名を記入の上、以下いずれかの書類を同封願います。

- 運転免許証のコピー (表と裏の両面)
- 各種健康保険証のコピー (表と裏の両面)
- 住民票のコピー
- パスポートのコピー
- 印鑑証明書のコピー
- 外国人登録原簿記載事項証明書のコピー (※旧姓及び新姓の記載がある本人確認できる書類が必要となります。)

注)ハウズガードのリバップガード 大東建託パートナーズが加入している火災保険です。未加入の方は、加入をご検討願います。



0084693450014

大東建託パートナーズ株式会社
米子 営業所

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と賃借人 内田たかつぐ事務所 代表 内田隆嗣 (以下「乙」という) は、甲が所有する建物の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

甲は、乙に対し、下記の建物 (以下「本件物件」という) を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所在 鳥取県米子市両三柳2485番地
家屋番号 2485番の居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階85 [REDACTED] 2階65.00m²
84.50m²

第2条 (賃貸借期間)

- 1 賃貸借の期間は、令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 賃貸借契約満了日の1ヶ月前までに乙から解約の申入れがない場合、自動更新する。

第3条 (使用目的)

乙は、本件建物を議員事務所として使用し、その他の目的に使用してはならない。

第4条 (賃料)

- 1 賃料は、1ヶ月金100,000円とし、乙は甲に対し、毎月末日までに当月分を、甲名義の口座 ([REDACTED]) に振り込んで支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となった時は、甲は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができる。

第5条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- 2 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置、改廃業等を行うこと

- 3 本件建物内又は本件建物の敷地内において動物を飼育すること
- 4 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

第6条 (修繕)

1 甲は、次に掲げる修繕を除き、乙が本件建物を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

・電球・蛍光灯・ヒューズ・給排水栓の取替え、その他費用が軽微な修繕

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 費用の負担につき、疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第7条 (契約解除)

乙が次のいずれかの事由に該当したときは、甲は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。

- 1 2ヶ月分以上賃料の支払いを怠ったとき
- 2 第3条 (使用目的) の使用目的を遵守しなかったとき
- 3 第5条 (禁止事項) 各号の規定に違反したとき
- 4 その他本契約に違反し、甲乙間の信頼関係を破壊したとき

第8条 (明渡し)

甲は、期間満了、契約解除等により本契約が終了する日までに、本件建物を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本件建物の損耗を除き、本件建物を現状回復しなければならない。

第9条 (造作買取請求権の放棄)

乙は、本契約が終了した場合といえども、一切の造作買取請求権を甲に対して行使することができない。

第10条 (解約申入れ)

乙が、契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙は、その3ヶ月前までに甲に対しその旨を通知するものとする。ただし、乙が賃料の3ヶ月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

第11条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意する。

第12条 (協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合には、誠意をもって協議し、解決するものとする。

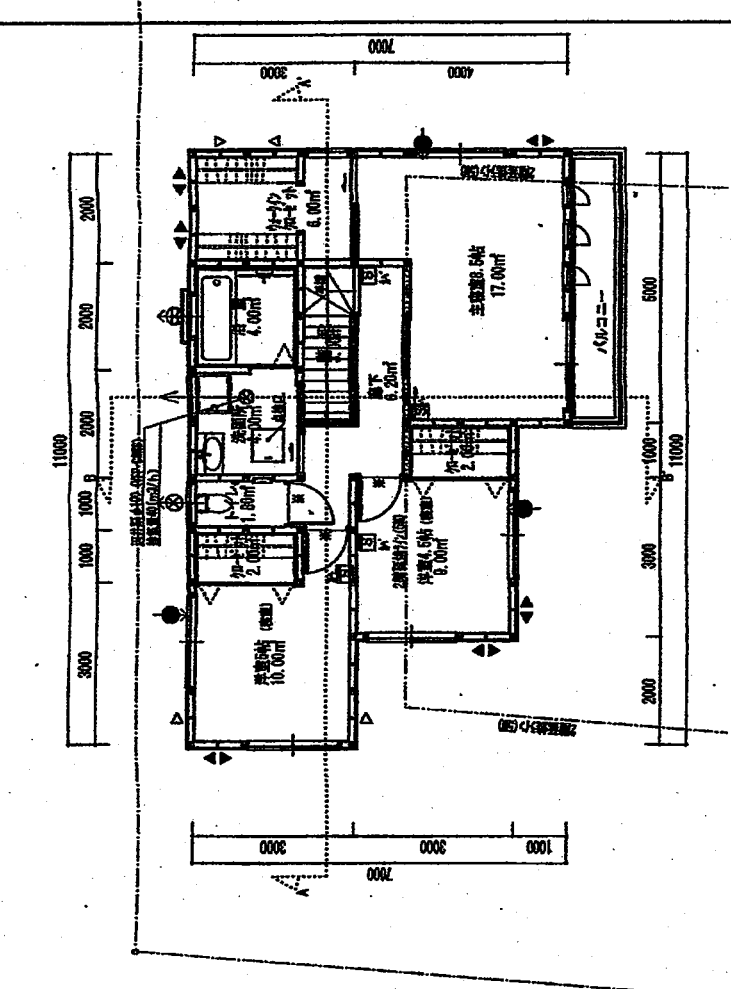
以上のとおり、契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年5月1日
貸貸人(甲) 住所
氏名

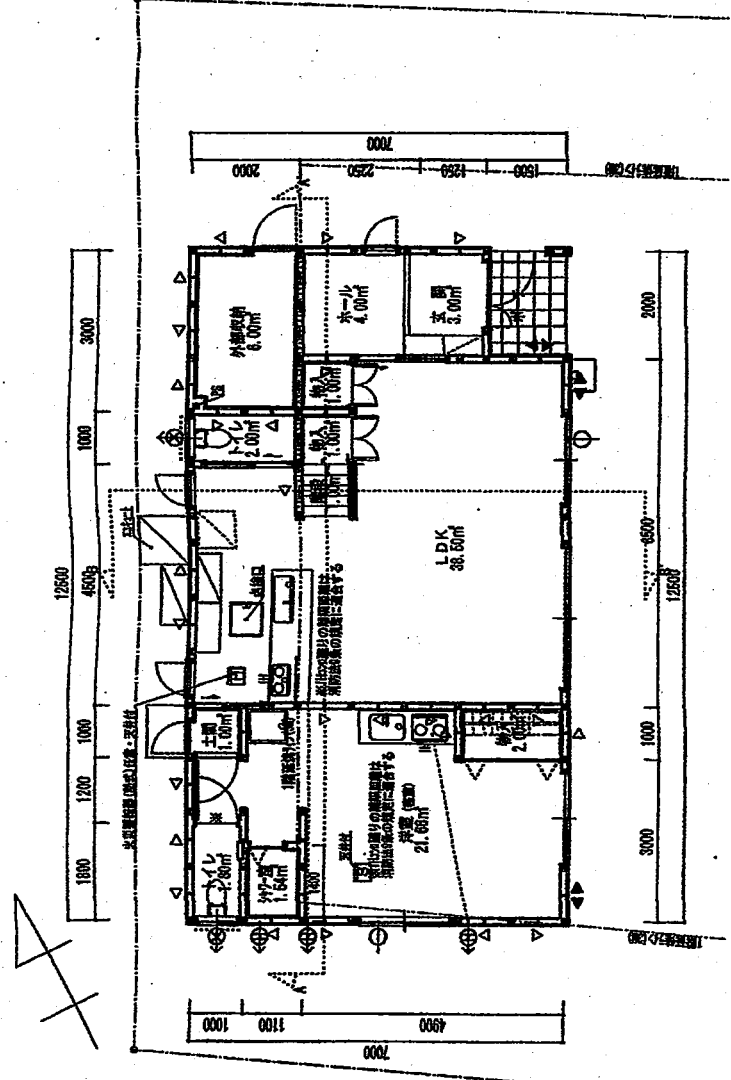
貸借人(乙) 住所
氏名

米子市八幡 662-2

内田 隆嗣



1階



2階

外壁：防火4行 イグ15mm
 PC030-BE-9201
 屋根：陶器瓦4寸勾配

新築所として使用する1階の延量を採分計上
 $100,000円 \times 84.5 / 149.5 \approx 56,521円$

●此等使用用途の建築計画
 天井：石膏ボード 厚10.5 地下埋設機-0223
 壁：陶器瓦葺き 厚19.5 地下埋設機-0223
 床：強化コンクリート 厚120 地下埋設機-0223
 玄関：タイル 厚120 地下埋設機-0223
 浴室：タイル 厚120 地下埋設機-0223
 フロアスリット 厚120 地下埋設機-0223

機械計装材以外
 シタワー等、外装躯体、他人
 所有物、天井吊り物等、浴室

※ アソビカーキットのあたる箇所
 ※ 換気設備にあたる箇所は0.6以上のアソビカーキットを有するものとする。
 ※ 換気設備にあたる箇所は0.6以上のアソビカーキットを有するものとする。
 ※ アソビカーキットのあたる箇所
 ※ 換気設備にあたる箇所は0.6以上のアソビカーキットを有するものとする。

尺 1/100
 面 積 149.50
 床 面積 84.50
 工 事 面 積 65.00
 合 計 149.50

設計者：株式会社 藤野新築工務
 図面名称：平面図

防火性能向上の取り組み
 防火性能向上の取り組み
 防火性能向上の取り組み

雇用契約書

内田たかつぐ事務所（以下「甲」という）と柴田憲範（以下「乙」という）は以下の条件に基づき雇用契約（以下「本契約」という）を締結する。

1	雇用内容	1 政務活動補助
2	雇用期間	1 期間の定めなし ② 期間の定めあり 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
3	就業場所	① 甲が指定した場所
4	就業時間	1ヵ月単位の変形労働時間制(月の就業時間は130時間とする) 但し業務の都合上 就業時間・休憩時間を変更する場合がある。
5	休日	シフト制による
6	給料	基本給 〇〇〇 円 総支給額 〇〇〇 円 締切日、支払日 毎月末日締め翌月21日(銀行が休日のときはその翌日)支払
7	昇給	年1回(4月)見直し 但し会社の業績 または個人の成績により改定しない場合がある。
8	賞与	無
9	支払方法	乙の指定口座へ振込
10	保険関係	健康保険 厚生年金 雇用保険の加入(労災保険は事業所に適用) (保険料は給料より徴収する)
11	就業規則	その他 勤務上の詳細な規程は就業規則による。
12	特約事項	本契約は 労働基準法その他の法律を基準として解釈する。 本契約に 規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の合意を証するため本契約書を2通作成し、甲乙の両当事者記名（又は署名）捺印の上、各々1通を保有する。

令和3年〇月〇日

(甲)
所在地 鳥取県米子市福市 599-2 103
会社名 内田たかつぐ事務所
代表者 内田 隆嗣

(乙)
住所 [Redacted]
氏名 柴田 憲範 [Redacted]

政務活動業務 勤務実績表・領収書

内田隆嗣 議員事務所

4月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	木	6.5	6.5	17	土				
2	金	6.5	6.5	18	日				
3	土			19	月	6.5	6.5		
4	日			20	火	6.5	6.5		
5	月	6.5	6.5	21	水	6.5	6.5		
6	火	6.5	6.5	22	木	6.5	6.5		
7	水	6.5	6.5	23	金	6.5	6.5		
8	木	6.5	6.5	24	土				
9	金	6.5	6.5	25	日				
10	土			26	月	6.5	6.5		
11	日			27	火	6.5	6.5		
12	月	6.5	6.5	28	水	6.5	6.5		
13	火	6.5	6.5	29	木				
14	水	6.5	6.5	30	金				
15	木	6.5	6.5	31					
16	金	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年5月21日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合
 差引支払額(E)[〇〇〇 円] × (B)/(A) = 〇〇〇 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合
 差引支払額(E)[〇〇〇 円] × 〇.〇〇 / ※ = 〇〇〇 円
 ※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

601

内田隆嗣 議員事務所

5月分				氏名		柴田憲範	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	土			17	月	6.5	6.5
2	日			18	火	6.5	6.5
3	月			19	水	6.5	6.5
4	火			20	木	6.5	6.5
5	水			21	金	6.5	6.5
6	木	6.5	6.5	22	土	6.5	6.5
7	金	6.5	6.5	23	日		
8	土	6.5	6.5	24	月	6.5	6.5
9	日			25	火	6.5	6.5
10	月	6.5	6.5	26	水	6.5	6.5
11	火	6.5	6.5	27	木	6.5	6.5
12	水	6.5	6.5	28	金	6.5	6.5
13	木	6.5	6.5	29	土	6.5	6.5
14	金	6.5	6.5	30	日		
15	土			31	月		
16	日			合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年6月21日 氏名 柴田憲範 ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

702

内田隆嗣 議員事務所

6月分		氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	火	6.5	6.5	17	木	6.5	6.5
2	水	6.5	6.5	18	金	6.5	6.5
3	木	6.5	6.5	19	土		
4	金	6.5	6.5	20	日		
5	土			21	月	6.5	6.5
6	日			22	火	6.5	6.5
7	月	6.5	6.5	23	水	6.5	6.5
8	火	6.5	6.5	24	木	6.5	6.5
9	水	6.5	6.5	25	金	6.5	6.5
10	木	6.5	6.5	26	土		
11	金	6.5	6.5	27	日		
12	土			28	月	6.5	6.5
13	日			29	火		
14	月	6.5	6.5	30	水		
15	火	6.5	6.5	31			
16	水	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年7月21日 氏名 柴田憲範	■

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

801

内田隆嗣 議員事務所

7月分				氏名		柴田憲範					
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	木	6.5	6.5	17	土						
2	金	6.5	6.5	18	日						
3	土			19	月	6.5	6.5				
4	日			20	火	6.5	6.5				
5	月	6.5	6.5	21	水	6.5	6.5				
6	火	6.5	6.5	22	木	6.5	6.5				
7	水	6.5	6.5	23	金	6.5	6.5				
8	木	6.5	6.5	24	土						
9	金			25	日						
10	土			26	月	6.5	6.5				
11	日			27	火	6.5	6.5				
12	月	6.5	6.5	28	水	6.5	6.5				
13	火	6.5	6.5	29	木	6.5	6.5				
14	水	6.5	6.5	30	金						
15	木	6.5	6.5	31	土						
16	金	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年8月23日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合
 差引支払額(E)[円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合
 差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

901

内田隆嗣 議員事務所

8月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	日			17	火	6.5	6.5		
2	月	6.5	6.5	18	水	6.5	6.5		
3	火	6.5	6.5	19	木	6.5	6.5		
4	水	6.5	6.5	20	金	6.5	6.5		
5	木	6.5	6.5	21	土				
6	金	6.5	6.5	22	日				
7	土			23	月	6.5	6.5		
8	日			24	火	6.5	6.5		
9	月	6.5	6.5	25	水	6.5	6.5		
10	火	6.5	6.5	26	木	6.5	6.5		
11	水	6.5	6.5	27	金	6.5	6.5		
12	木	6.5	6.5	28	土				
13	金	6.5	6.5	29	日				
14	土			30	月				
15	日			31	火				
16	月	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年 9月 21日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

内田隆嗣 議員事務所

9月分		氏名		柴田憲範			
	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	水	6.5	6.5	17	金	6.5	6.5
2	木	6.5	6.5	18	土		
3	金	6.5	6.5	19	日		
4	土			20	月	6.5	6.5
5	日			21	火	6.5	6.5
6	月	6.5	6.5	22	水	6.5	6.5
7	火	6.5	6.5	23	木	6.5	6.5
8	水	6.5	6.5	24	金	6.5	6.5
9	木	6.5	6.5	25	土		
10	金	6.5	6.5	26	日		
11	土			27	月	6.5	6.5
12	日			28	火	6.5	6.5
13	月	6.5	6.5	29	水		
14	火	6.5	6.5	30	木		
15	水	6.5	6.5	31			
16	木	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年10月21日 氏名 柴田憲範		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合
 差引支払額(E)[円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合
 差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

内田隆嗣 議員事務所

10月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	金	6.5	6.5	17	日				
2	土			18	月	6.5	6.5		
3	日			19	火	6.5	6.5		
4	月	6.5	6.5	20	水	6.5	6.5		
5	火	6.5	6.5	21	木	6.5	6.5		
6	水	6.5	6.5	22	金	6.5	6.5		
7	木	6.5	6.5	23	土				
8	金	6.5	6.5	24	日				
9	土			25	月				
10	日			26	火	6.5	6.5		
11	月	6.5	6.5	27	水	6.5	6.5		
12	火	6.5	6.5	28	木	6.5	6.5		
13	水	6.5	6.5	29	金	6.5	6.5		
14	木	6.5	6.5	30	土				
15	金	6.5	6.5	31	日				
16	土			合計		(A) 130.0	(B) 130.0		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	■■■■	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円			
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年 11月 22日 氏名 柴田憲範 ■■■■		

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合
 差引支払額(E)[円] × (B)/(A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合
 差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

1201

内田隆嗣 議員事務所

11月分				氏名		柴田憲範	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	月	6.5	6.5	17	水	6.5	6.5
2	火	6.5	6.5	18	木	6.5	6.5
3	水	6.5	6.5	19	金	6.5	6.5
4	木	6.5	6.5	20	土		
5	金	6.5	6.5	21	日		
6	土			22	月	6.5	6.5
7	日			23	火	6.5	6.5
8	月	6.5	6.5	24	水	6.5	6.5
9	火	6.5	6.5	25	木	6.5	6.5
10	水	6.5	6.5	26	金	6.5	6.5
11	木	6.5	6.5	27	土		
12	金	6.5	6.5	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	6.5	6.5	31			
16	火	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和3年 12月 21日 氏名 柴田憲範 ■■■■ ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E) [■■■■ 円] × (B) / (A) = ■■■■ 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E) [■■■■ 円] × / ※ = ■■■■ 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

101
政務活動業務 勤務実績表・領収書

内田隆嗣 議員事務所

12月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	水	6.5	6.5	17	金	6.5	6.5		
2	木	6.5	6.5	18	土				
3	金	6.5	6.5	19	日				
4	土			20	月	6.5	6.5		
5	日			21	火	6.5	6.5		
6	月	6.5	6.5	22	水	6.5	6.5		
7	火	6.5	6.5	23	木	6.5	6.5		
8	水	6.5	6.5	24	金	6.5	6.5		
9	木	6.5	6.5	25	土				
10	金	6.5	6.5	26	日				
11	土			27	月	6.5	6.5		
12	日			28	火	6.5	6.5		
13	月	6.5	6.5	29	水				
14	火	6.5	6.5	30	木				
15	水	6.5	6.5	31	金				
16	木	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和4年 1月 21日 氏名 柴田憲範 ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E)[円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

201

内田隆嗣 議員事務所

1月分				氏名		柴田憲範	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	土			17	月	6.5	6.5
2	日			18	火	6.5	6.5
3	月	6.5	6.5	19	水	6.5	6.5
4	火	6.5	6.5	20	木	6.5	6.5
5	水	6.5	6.5	21	金	6.5	6.5
6	木	6.5	6.5	22	土		
7	金	6.5	6.5	23	日		
8	土			24	月	6.5	6.5
9	日			25	火	6.5	6.5
10	月	6.5	6.5	26	水	6.5	6.5
11	火	6.5	6.5	27	木	6.5	6.5
12	水	6.5	6.5	28	金	6.5	6.5
13	木	6.5	6.5	29	土		
14	金	6.5	6.5	30	日		
15	土			31	月		
16	日			合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■	円	左記金額を領収いたしました。 令和4年2月21日 氏名 柴田憲範	■

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合
 差引支払額(E)[円] × (B)/(A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合
 差引支払額(E)[円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

301

内田隆嗣 議員事務所

2月分				氏名		柴田憲範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数		
1	火	6.5	6.5	17	木	6.5	6.5		
2	水	6.5	6.5	18	金	6.5	6.5		
3	木	6.5	6.5	19	土				
4	金	6.5	6.5	20	日				
5	土			21	月	6.5	6.5		
6	日			22	火	6.5	6.5		
7	月	6.5	6.5	23	水	6.5	6.5		
8	火	6.5	6.5	24	木	6.5	6.5		
9	水	6.5	6.5	25	金	6.5	6.5		
10	木	6.5	6.5	26	土				
11	金	6.5	6.5	27	日				
12	土			28	月	6.5	6.5		
13	日			29					
14	月	6.5	6.5	30					
15	火	6.5	6.5	31					
16	水	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B)	130.0	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■	円	左記金額を領収いたしました。	
				令和4年3月22日	
				氏名 柴田憲範	■

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E) [円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E) [円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

309

内田隆嗣 議員事務所

3月分				氏名		柴田憲範	
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動勤務時間数
1	火	6.5	6.5	17	木	6.5	6.5
2	水	6.5	6.5	18	金	6.5	6.5
3	木	6.5	6.5	19	土		
4	金	6.5	6.5	20	日		
5	土			21	月		
6	日			22	火	6.5	6.5
7	月	6.5	6.5	23	水	6.5	6.5
8	火	6.5	6.5	24	木	6.5	6.5
9	水	6.5	6.5	25	金	6.5	6.5
10	木	6.5	6.5	26	土		
11	金	6.5	6.5	27	日		
12	土			28	月	6.5	6.5
13	日			29	火	6.5	6.5
14	月	6.5	6.5	30	水		
15	火	6.5	6.5	31	木		
16	水	6.5	6.5	合計	(A)	130.0	(B) 130.0

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

内田隆嗣

総支給額 (C)	金	■■■■	円	(うち通勤手当	円)
控除額 (D)	金	■■■■	円		
差引支払額 (E) [C-D]	金	■■■■	円	左記金額を領収いたしました。 令和4年4月21日 氏名 柴田憲範 ■■■■	

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

差引支払額(E) [円] × (B) / (A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

差引支払額(E) [円] × / ※ = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

ご利用代金明細書

2 / 5 ページ

内田 隆嗣 様

会員番号

明細書作成日
2021年3月20日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
-------	-----------	----------

1

403

3月12日 大東 賃料21/04 東京都 港区
各種サービス

6

◆ お振込先について

何らかの都合で口座振替ができなかった場合は、下記銀行口座にお振込みください。お振込みの際は振込人名欄に必ず会員番号と基本カード会員名をご入力ください。

振込先: [REDACTED] 口座名義: [REDACTED]

◆ 外貨建てで生じたカード利用代金等については、当社におけるカード利用代金等の処理日に円換算しました。カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算しました。また、カード利用代金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算しました。別途会員規約にてご同意頂いている通り、法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用代金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、円換算に際しては、[REDACTED] が日本国外で所有し管理する [REDACTED] 財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた（ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。）換算レートを使用しました。この外貨取扱手数料は [REDACTED] もしくはその関連会社の収益となります。なお、カード利用代金等が [REDACTED] スに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定したものです。

◆ 明細書1ページ目の上記記載の用語説明

「前回締め日金額」: 前回の締め日時点のご利用代金等の残高です。「お支払い/ご入金・調整額」: 前回締め日の翌日から今回締め日までにお支払いいただいた金額。取消伝票や修正金額がある場合はその金額も含まれます。「新規ご利用額(含利息)」: 前回締め日の翌日から今回締め日までの期間に、弊社が受領した「売上票」の合計金額(手数料を含む)。但し海外でのご利用分については、円に換算した金額をもってご利用額とします。「今回締め日金額」: 今回締め日時点でのご利用残高の金額。前回締め日金額 - お支払い/ご入金・調整額 + 新規ご利用額 + その他ご請求分の合計金額により計算されます。「今回ご請求額」: 今回お支払いいただく金額。「今回締め日金額」に紛議中(調査中)のご利用分が含まれる場合は、「今回締め日金額」から、それらを除く金額となります。

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 **3** 年金特別会計 **0343** 内閣府及び厚生労働省管 取扱庁番号 **6375** 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



付月 令和 3年 4月分
 付限 令和 3年 5月31日 右記のとおり納付してください。
 令和 3年 5月21日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円



納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子ども・子育て拠出金
 令和 3年度

事業所整理記号 02ウハハ	事業所番号 05434	うち証券受領 円
収納機関番号 00500122157030000	納付番号 00759054956	確認番号

証券受領 全部 一部	合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
---------------	--------------------------------

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 米子 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長

683-0852 米子市 河崎 699
 テクノビル B
 内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣
 2643 02-ウハハ 05434 090304

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付等)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 **3** 年金特別会計 **0343** 内閣府及び厚生労働省管 取扱庁番号 **6375** 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



付月 令和 3年 5月分
 付限 令和 3年 6月30日 右記のとおり納付してください。
 令和 3年 6月21日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円

事業所整理記号 02ウハハ	事業所番号 05434	うち証券受領 円
収納機関番号 00500122157030000	納付番号 1358618223	確認番号

証券受領 全部 一部	合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
---------------	--------------------------------

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 米子 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長

683-0852 米子市 河崎 699
 テクノビル B
 内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣
 2643 02-ウハハ 05434 090305

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付等)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 5月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 6月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

704

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付の月 令和 3年 6月分

付限 令和 3年 8月 2日

健康勘定	健康保険料	円

厚生年金勘定	厚生年金保険料	円

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 3年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
02ウハハ	05434	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500122157030000	1915544964	

証券受領
全部 一部

合計額		
千	百	十
億	千	百
十	万	千
百	十	百
十	百	十
円		

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

683-0852 米子市 河崎 699
テクノビル B
内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣
2643 02-ウハハ 05434 090306
様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出納済
3. 7. 29
(4)
山陰合同・厚生局
(納付者渡し)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

803

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付の月 令和 3年 7月分

付限 令和 3年 8月 31日

健康勘定	健康保険料	円

厚生年金勘定	厚生年金保険料	円

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 3年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
02ウハハ	05434	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500122157030000	2497349866	

証券受領
全部 一部

合計額		
千	百	十
億	千	百
十	万	千
百	十	百
十	百	十
円		

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

683-0852 米子市 河崎 699
テクノビル B
内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣
2643 02-ウハハ 05434 090307
様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
日本銀行
額 3. 8. 30
米子代理店
(納付者渡し)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 7月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 3年 9月15日

集計期間：令和 3年 8月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

903

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱庁番号 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



納付目的 令和 3年 8月分

納付期限 令和 3年 9月30日

令和 3年 9月21日

納付方法

納付場所

米子 年金事務所

延滞金の計算方法

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣

2643 02-ウハハ 05434 090308

様

合計額

千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

証券受領

全部 一部

納付目的

健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

日本銀行

額 3. 9. 28 収

米子代理店

(納付者渡し)

令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

日本銀行

額 3. 10. 28 収

米子代理店

(納付者渡し)

令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

日本銀行

額 3. 10. 28 収

米子代理店

(納付者渡し)

令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

1003

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱庁番号 00064679 取扱庁名 厚生労働省年金局(米子)



納付目的 令和 3年 9月分

納付期限 令和 3年 11月1日

令和 3年 10月20日

納付方法

納付場所

米子 年金事務所

延滞金の計算方法

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣

2643 02-ウハハ 05434 090309

様

合計額

千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

証券受領

全部 一部

納付目的

健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

令和 3年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

日本銀行

額 3. 10. 28 収

米子代理店

(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年 9月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年10月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

1103

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省	取扱庁番号	取扱庁名
3	0343	6375	00064679	厚生労働省年金局(米子)



付月
令和 3年
10月分
付限
令和 3年
11月30日 右記のとおり納付してください。
令和 3年
11月18日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 3年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
02ウハハ	05434	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	122157030000	4187532400

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485
内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣
2643 02-ウハハ 05434 090310 様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出納済
3. 11. 29
(8)
山陰合同・厚生通
(納付者様)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはできません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

103

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省	取扱庁番号	取扱庁名
3	0343	6375	00064679	厚生労働省年金局(米子)



付月
令和 3年
11月分
付限
令和 4年
1月4日 右記のとおり納付してください。
令和 3年
12月20日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 3年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
02ウハハ	05434	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500	122157030000	4832267209

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485
内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣
2643 02-ウハハ 05434 090311 様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
日本銀行
領 4. 1. 4 収
米子代理店
(納付者様)

金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはできません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年11月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 3年12月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

104

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省管 6375 取扱い番号 00064679

取扱い名

厚生労働省年金局(米子)



付 令和 3年 12月分

付 令和 4年 1月31日 令和 4年 1月20日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円 収納機関番号 00500 納付番号 122157030000 確認番号 5478403887

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

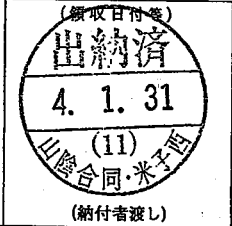
厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090312

様

上記の合計額を領収しました。



※事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

納入先 (納付書) はPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

203

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省管 6375 取扱い番号 00064679

取扱い名

厚生労働省年金局(米子)



納付 令和 4年 1月分

付 令和 4年 2月28日 令和 4年 2月17日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円 収納機関番号 00500 納付番号 122157030000 確認番号 6118458071

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

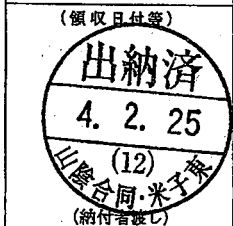
厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090401

様

上記の合計額を領収しました。



※事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。

の納入告知書 (納付書) はPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 4年 1月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 2月25日

集計期間：令和 4年 2月

項目：給与

部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

303

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付目的月 令和 4年 2月分

付期限 令和 4年 3月31日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090402

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金

厚生保険

304

年度 4 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064679

取扱庁名

厚生労働省年金局(米子)



付目的月 令和 4年 3月分

付期限 令和 4年 5月2日

健康勘定 健康保険料

厚生年金勘定 厚生年金保険料

子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 4年度

事業所整理記号 02ウハハ 事業所番号 05434 うち証券受領 円

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

米子 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

683-0853 米子市 両三柳 2485

内田たかつぐ事務所 内田 隆嗣 2643 02-ウハハ 05434 090403

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。 の納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 4月25日

集計期間：令和 4年 3月
項目：給与
部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

社会保険料合計表の資料

内田たかつぐ事務所

令和 4年 4月25日

集計期間：令和 4年 4月

項目：給与

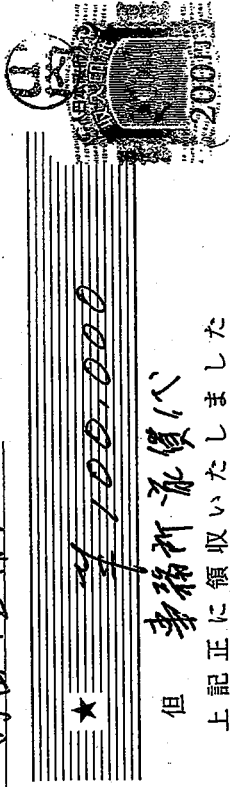
部門：柴田憲範

各月の給与及び各回の賞与で算出された保険料を集計

	被保険者徴収額	事業主	合計	標準報酬月額	標準賞与額
健康保険					0
基本保険料					
特定保険料					
調整保険料					
介護保険	0	0	0	0	0
厚生年金保険	0	0	0	0	0
厚生年金基金保険	0	0	0	0	0
合計					
子ども・子育て拠出金		0	0		
社会保険料合計					

領 収 証

令和3年5月31日
内田隆嗣事務所 内田隆嗣様



★ 100,000

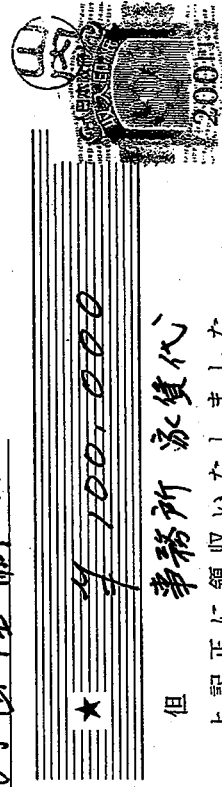
但 事務所家賃代
上記正に領収いたしました

内 訳
税放金額
消費税額等(%)
kawanet

502

領 収 証

令和3年6月30日
内田隆嗣事務所 内田隆嗣様



★ 100,000

但 事務所家賃代
上記正に領収いたしました

内 訳
税放金額
消費税額等(%)
kawanet

602

703

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・通番
03 07 30	
カード発行金融機関一店番一口座番号	
お取引内容	お取引金額
お引出	¥100,000*
お取引後残高	お取引後残高
時刻	09:30
ページ	お取引金額 00000000000000000000
振込依頼内容	

ご 案 内
受取人 [redacted] 様
依頼人 ウチタタカツク 様
TEL 090-1358-1115

印紙税申告納付につき米子
秘 密 保 護 印

裏面もご一読下さい。

802

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	お取扱金庫・店番一機番通番
03 08 31	
カード発行金融機関一店番一口座番号	
お取引金額	万円券 五千円券 千円券 500円 100円 50円
お取引内容	お引出 二千円券 10円 5円 1円
お取引金額	¥0 過帳員
時刻	10:00
お取引金額	¥100,000*
説明コード	お取引後残高

ご 案 内
ウチタタカツク 様
0859578882

裏面もご一読下さい。

902

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	03 09 30				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	09:47						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

0859578882

裏面もご一読下さい。

1202

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	03 12 29				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	17:09						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

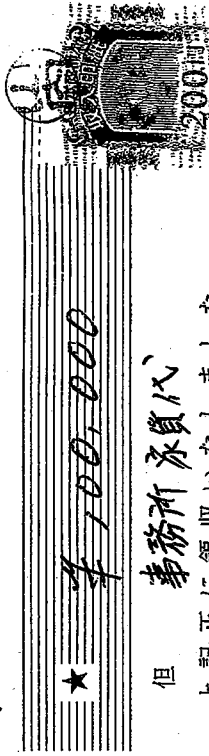
0859578882

1002

領収証

内田隆嗣事務所
内田隆嗣様

2023年10月29日



但 事務所承負代

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

kaunet

102

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	04 01 31				取扱金庫・店番・通番
カード発行金融機関-店番-口座番号					
お取引金額	¥100,000*				
お取引内容	お引出				
時刻	12:16				
振り込依頼内容					
				お取引金額	¥100,000*
				お取引後残高	

ご案内

受取人

依頼人 ウチタツタカツク様

T E L 0859578882

印紙税申告納付につき米子

キャッシュサービスご利用明細票 1102

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	03 11 30				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	09:45						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

ウチタツタカツク様

0859578882

裏面もご一読下さい。

202

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	04 02 28				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	16:01						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

様

ウチタツタカツク様

0859578882

302

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	04 03 30				お取扱金庫・店番・機番通番		
カード発行金融機関-店番-口座番号							
お取引金額	万円	千円	円	500円	100円	50円	1円
お取引内容	お引出						
お取引金額	¥0						
時刻	18:17						
説明コード							
				お取引金額	¥100,000*		
				お取引後残高			

ご案内

様

ウチタツタカツク様

0859578882

〒 683-0012
鳥取県米子市八幡
6 6 2 - 2



内田 隆嗣 様

ご利用料金の請求内訳明細

1 / 1 ページ

お客様番号	ご請求年月	2021年 03月分
ご請求額	ご請求期間	2021年 03月 01日 ~ 2021年 03月 31日
(内消費税) (380 円)	発行番号	

ご利用料金内訳

(単位：円)

NO	登録ID/お名前	請求内訳	内訳額	内訳計
1		M1ギガF (光ライブ) 基本使用料	3,520	
		メガ・エッグコレクト1利用料	550	
		新規加入割引 契約事務手数料相当	-88	
		新規加入割引 標準工事費相当	-1,100	
		契約事務手数料 (分割払い)	88	
		設置工事費 (分割払い)	1,100	4,070
		請求書発行手数料	110	110
		課税料金計 (10%対象)	4,180	
		(内消費税額等10%)	380	
		課税対象外等料金計 (*)	0	
		ご請求金額合計	4,180	

お客さま控え
ご利用料金
領収証

お客さま名
内田 隆嗣

お客さま番号

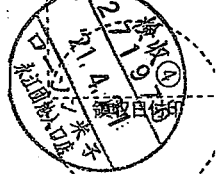
利用年月
2021年 3月分

領収金額
4,180

*金額を訂正したものは無効で
株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ

MEGA EGG

コンビニ収納用
収入印紙貼付欄



(コンビニ→お客さま送)

「4,180円のうち3,520円を計上」

「#」は旧税率、「@」は軽減税率対象であること

〒 683-0012
鳥取県米子市八幡
6 6 2 - 2

株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ
Energia Communications, Inc.

内田 隆嗣 様

ご利用料金の請求内訳明細

1 / 1 ページ

お客様番号	ご請求年月	2021 年 04 月分
ご請求額	ご請求期間	2021年 04月 01日 ~ 2021年 04月 30日
(内消費税) (4,221 円)	発行番号	

ご利用料金内訳

(単位：円)

NO	登録ID/お名前	請求内訳	内訳額	内訳計
1		M1ギガF (光ライフ) 基本使用料	3,050	
		メガ・エッグコレクト1利用料	550	
		契約事務手数料 (分割払い)	3,124	
		設置工事費 (分割払い)	36,300	
		解約金 (複数年契約)	3,300	46,324
		請求書発行手数料	110	110
		課税料金計 (10%対象)	46,434	
		(内消費税額等10%)	4,221	
		課税対象外等料金計 (*)	0	
		ご請求金額合計	46,434	

お客さま控え
ご利用料金
領収証

お客さま名
内田 隆嗣

お客さま番号

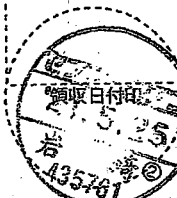
利用年月
2021年 4月分

領収金額
46,434 円

*金額を訂正したものは無効です
株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ

MEGA EGG

コンビニ収納用
収入印紙貼付欄



「#」は旧税率、「@」は軽減税率対象であること

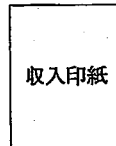
(コンビニでお客さま渡)

「46,434円のうち 3,050円を計上」

〒 683-0853
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様



領収書

株式会社 中海テレビ放送

〒683-0852 鳥取県米子市河崎61
TEL (0859)29-2211 FAX(0859)2



お客様No. [Redacted]

領収金額 8,226 円

入 金 目	内 訳	金 額	備 考
2021/11/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2021年10月分月払
2021/11/10	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2021年10月分月払
2021/11/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2021年09月分月払
2021/11/10	エバーサービス料	3 円	2021年09月分月払
2021/11/10	発信番号表示利用料	440 円	2021年09月分月払
2021/11/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年09月分月払
2021/11/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	974 円	2021年09月分月払
2021/11/10	エバーサービス料	3 円	2021年09月分月払
2021/11/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年09月分月払
2021/11/10	請求明細書発行手数料	77 円	2021年10月分月払
合 計		8,226 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。
上記の料金を領収致しました。
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

〒 683-0853
米子市両三柳 2 4 8 5

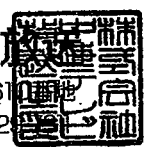
2022年04月19日

内田 隆嗣 様



領収書

株式会社中海テレビ
〒683-0852 鳥取県米子市河崎61
TEL (0859) 29-2211 FAX (0859) 29-2212



お客様No. [Redacted]

領収金額 9,388 円

入金日	内訳	金額	備考
2022/01/11	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2021年12月分月払
2022/01/11	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2021年12月分月払
2022/01/11	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2021年11月分月払
2022/01/11	エバーサルサービス料	3 円	2021年11月分月払
2022/01/11	au以外への通話料	123 円	2021年11月分月払
2022/01/11	発信番号表示利用料	440 円	2021年11月分月払
2022/01/11	着信転送利用料	550 円	2021年11月分月払
2022/01/11	電話リレーサービス料	1 円	2021年11月分月払
2022/01/11	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2021年11月分月払
2022/01/11	エバーサルサービス料	3 円	2021年11月分月払
2022/01/11	電話リレーサービス料	1 円	2021年11月分月払
2022/01/11	請求明細書発行手数料	77 円	2021年12月分月払
合計		9,388 円	

【お知らせ】
 平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。
 上記の料金を領収致しました。
 今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〒 683-0853
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社 中海テレビ放送

〒683-0852 鳥取県米子市河崎610番地
TEL (0859)29-2211 FAX (0859)29-2212



お客様No. [Redacted]

領収金額 9,265 円

入 金 目	内 訳	金 額	備 考
2022/02/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2022年01月分月払
2022/02/10	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2022年01月分月払
2022/02/10	ケーブルプラス電話基本料 (****-**-8882)	1,463 円	2021年12月分月払
2022/02/10	エバーサービス料	3 円	2021年12月分月払
2022/02/10	発信番号表示利用料	440 円	2021年12月分月払
2022/02/10	着信転送利用料	550 円	2021年12月分月払
2022/02/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年12月分月払
2022/02/10	ケーブルプラス電話基本料 (****-**-7026)	1,463 円	2021年12月分月払
2022/02/10	エバーサービス料	3 円	2021年12月分月払
2022/02/10	電話リレーサービス料	1 円	2021年12月分月払
2022/02/10	請求明細書発行手数料	77 円	2022年01月分月払
合 計		9,265 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。
上記の料金を領収致しました。
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〒 683-0853
米子市両三柳 2 4 8 5

2022年04月19日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社中海テレビ

〒683-0852 鳥取県米子市河崎61
TEL (0859)29-2211 FAX(0859)2



お客様No. XXXXXXXXXX

領収金額 9,263 円

入金日	内 訳	金 額	備 考
2022/03/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2022年02月分月払
2022/03/10	ひかりギガMAX (インターネット)	2,734 円	2022年02月分月払
2022/03/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2022年01月分月払
2022/03/10	エバーサルサービス料	2 円	2022年01月分月払
2022/03/10	発信番号表示利用料	440 円	2022年01月分月払
2022/03/10	着信転送利用料	550 円	2022年01月分月払
2022/03/10	電話リレーサービス料	1 円	2022年01月分月払
2022/03/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2022年01月分月払
2022/03/10	エバーサルサービス料	2 円	2022年01月分月払
2022/03/10	電話リレーサービス料	1 円	2022年01月分月払
2022/03/10	請求明細書発行手数料	77 円	2022年02月分月払
合 計		9,263 円	

【お知らせ】
 平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。
 上記の料金を領収致しました。
 今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

納品書

有限会社

米子プリント社

代表取締役 難波弘貴

〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎2218番地

TEL 0859-22-2155 FAX 0859-22-2157

2025



〒

内田 隆嗣 様

伝票日付	伝票番号	得意先	担当者
2022/03/29	1035697	1	難波弘貴

受注No	商品名	数量	単位	単価	金額	消費税
046517	はばたけとっとり (11種類)	52,340	枚		494,688	49,469
046517	B4折込代 (鳥取県)	39,360	枚	4.20	165,312	16,531
(備考)				小計	660,000	66,000
				伝票合計		726,000

請求書

有限会社

米子プリント社

代表取締役 難波弘貴

〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎2218番地

TEL 0859-22-2155 FAX 0859-22-2157



〒

内田 隆嗣 様

伝票日付	伝票番号	得意先	担当者
2022/03/29	1035697	1	難波弘貴

受注No	商品名	数量	単位	単価	金額	消費税
046517	はばたけとっとり (11種類)	52,340	枚		494,688	49,469
046517	B4折込代 (鳥取県)	39,360	枚	4.20	165,312	16,531
(備考)				小計	660,000	66,000
				伝票合計		726,000

振込先 山陰合同銀行米子支店

領収書

令和 4 年 4 月 25 日

内田 隆嗣 様

★ ¥726,000-



但し「はばたけとっとり」印刷・折込代
上記の通り確かに領収しました

内 訳	
現金	✓
小切手	
手形	
振込	
相殺	

有限会社 米子プリント社

代表取締役 難波弘貴

鳥取県米子市旗ヶ崎2218番地 TEL 0859-22-2155



係印なきものは無効とします。

はばたけどどろ!

内田たかつぐ 県議会報告

米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

尚徳中学校区 [成美小学校、尚徳小学校、尚徳中学校、五千石小学校、尚徳中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してあります。)なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通学路へお寄せください。

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
363	尚徳小学校	歩道無く水路の無い区間を通る危険。歩道ある側にも横断歩道が無い。	●	●	●	●
364	尚徳小学校	交差点に横断歩道なく、道路幅が狭い。交差点内に車線分離線設置を要す。	●	●	●	●
368	成美小学校	歩道が無く路肩が狭い上、外側線が消えている区間が多い危険。	●	●	●	●

平成30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
498	尚徳中学校	三叉路交差点の山側に車が渡り難くなる恐れがあり視界が悪い危険。	●	●	●	●

令和元年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
547	尚徳小学校	校門前の横断歩道を歩くと差入れられなくなり、車の往來を確認し、恐れがある。	●	●	●	●
548	尚徳小学校	横断歩道に入るまでに駐車場を通るため、車と接触する危険がある。	●	●	●	●
549	尚徳小学校	歩道が経路の途中で狭くなる危険がある。	●	●	●	●
550	尚徳小学校	経路に農業用水路があり、通行時落下する危険がある。	●	●	●	●
551	尚徳小学校	同じ法人である老健施設の敷地を通るため、駐車場があり、車の往來時接触する危険がある。	●	●	●	●
552	尚徳小学校	緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
553	尚徳小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
554	尚徳小学校	緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
555	五千石小学校	駐車場が新設されたため、歩道内に車が通ることがある。	●	●	●	●

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
434	五千石小学校	交通量はそれほど多くはないが、外側線がなくなり、道路幅が狭くなり、下り坂時に車が通ると危険。	●	●	●	●
435	五千石小学校	横断歩道を歩道より少なくなったところにあり、バイクに乗り、自動車が、いまいちよ曲がってることがある。	●	●	●	●
472	五千石小学校	道路の幅が狭く、カーブについて見通しが悪いため危険。また、街灯が少なく危険。路面標示の設置及び街灯を改善してほしい。	●	●	●	●
473	尚徳小学校	踏切帯が狭く歩道がない箇所がある。	●	●	●	●
438	成美小学校	片側に深い水路が横たわっており、歩道が狭い。歩道があるため、歩道の幅を狭くする必要がある。	●	●	●	●
439	成美小学校	横断歩道に車の除雪の車が歩道に積まれた歩行が困難。交通量が少なく、歩道が狭い。	●	●	●	●
465	尚徳中学校	交通量が少なく、横断歩道に車の除雪の車が歩道に積まれた歩行が困難。交通量が少なく、歩道が狭い。	●	●	●	●

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
556	五千石小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。緑石があるが横断歩道の間が広く危険。	●	●	●	●
563	成美小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。	●	●	●	●
564	成美小学校	交差点の待機場所があるが交通量が少なく危険。	●	●	●	●
565	成美小学校	ガードレール等防護柵がなく危険。	●	●	●	●
591	尚徳中学校	坂を登り、よく降りてくる自転車と自動車の衝突が起りやすい。米子市(市)通しが良い交差点で車と自転車の衝突が起りやすい。米子市(市)通しが良い交差点で車と自転車の衝突が起りやすい。米子市(市)通しが良い交差点で車と自転車の衝突が起りやすい。	●	●	●	●
592	尚徳中学校	待機場所があるが交通量が少なく危険。安楽寺橋歩道橋が通行止めのため、橋下方面から通学する生徒は国道181号線安楽寺橋の歩道を通る。	●	●	●	●

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	実施予定	実施済	実施予定
609	成美小学校	歩道が片側にしかなく、歩行者と自転車のすれ違いにより危険なため、歩道も片方には歩道を設置してほしい。	●	●	●	●
615	尚徳中学校	道路の両側から竹や樹木が伸びてきており、通学中の生徒へ接触する危険がある。	●	●	●	●
620	五千石小学校	通学路の幅の狭い箇所がある。	●	●	●	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 尚徳中学校区 安全対策一覧表」
https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/08e9ho-11iranR2.pdf
チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。



はばたけとどろ

米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 箕蚊屋中学校区 [箕蚊屋小学校、伯仙小学校、箕蚊屋中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	交通安全 立ち 寄り 禁止
369	箕蚊屋小学校	歩道がなく狭く、歩道が歩道帯に侵入し、歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
370	箕蚊屋小学校	トンネルの通行が多い上に、歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
371	箕蚊屋小学校	道路沿いに水路があるが防壁がなく危険。	米子市)防壁設置 米子市)防壁設置	米子市)防壁設置 米子市)防壁設置	●
372	伯仙小学校	歩道があるが、歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●

平成28年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	交通安全 立ち 寄り 禁止
400	箕蚊屋小学校	交通量が多い歩道帯に歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
401	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
402	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
413	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	交通安全 立ち 寄り 禁止
440	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
441	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	交通安全 立ち 寄り 禁止
442	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
443	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
444	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
445	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
446	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
447	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
471	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●

令和元年 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

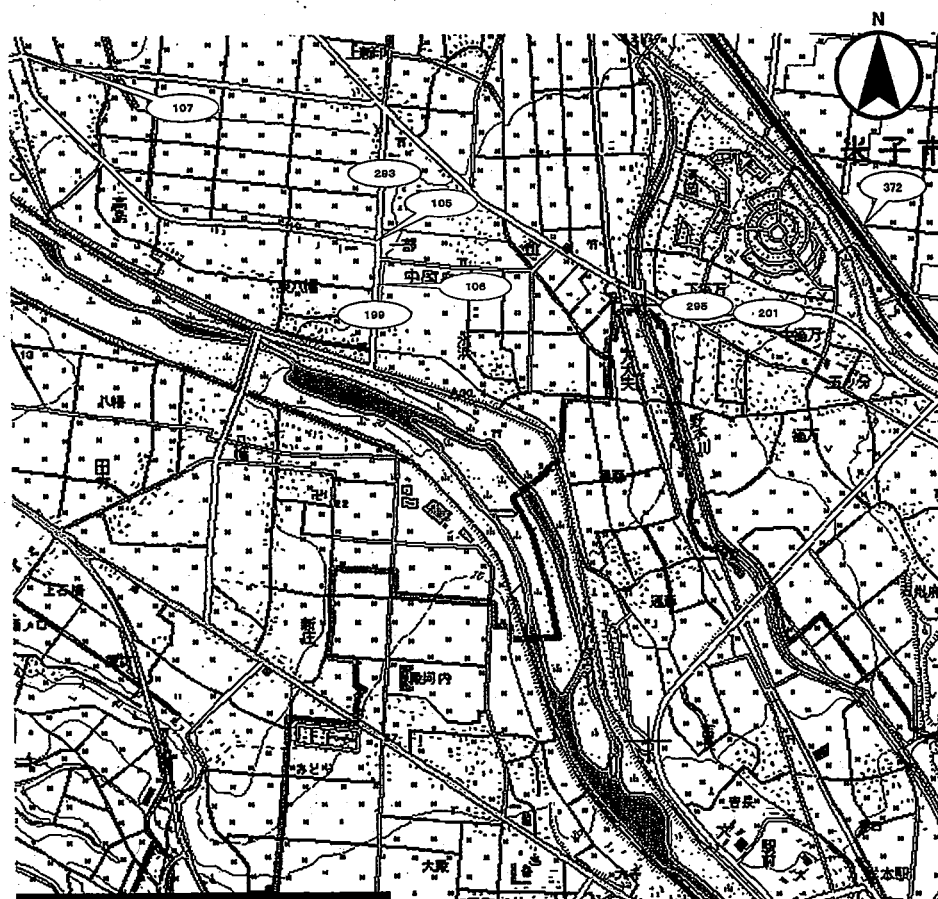
箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	交通安全 立ち 寄り 禁止
507	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
508	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
566	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
595	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
596	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
597	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●

令和2年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策 実施予定 実施済	学校による対策 実施予定 実施済	交通安全 立ち 寄り 禁止
610	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
611	伯仙小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
618	箕蚊屋中学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●
619	箕蚊屋小学校	歩道帯が歩道帯に侵入している。	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	米子市)歩道帯設置 米子市)歩道帯設置	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 箕蚊屋中学校区 安全対策一覧表」
https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/11/mino-iliranR2.pdf
チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

鳥取県 米子市 箕蚊屋中学校区通学路対策箇所図



H24～R1年度対策箇所 番号

H24～R1年度対策箇所 番号



はばたけとどろ



米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 美保中学校区 [和津小学校、美保中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおこなって、通学路の危険な箇所について、「米子市通学路安全対策プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載しておきます。)

平成27年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施済, 実施予定, 学校による対策

平成28年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施済, 実施予定, 学校による対策

平成29年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施済, 実施予定, 学校による対策

平成30年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施済, 実施予定, 学校による対策

令和元年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施済, 実施予定, 学校による対策

令和2年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施済, 実施予定, 学校による対策

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の進捗状況 美保中学校区 安全対策一覧表」 https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/06miho-itiranR2.pdf

チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

お問い合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ

■ 自宅 / 米子市八幡662-2

■ 事務所 / 米子市西三柳2485 Tel: 0859-57-8882



鳥取県 米子市 美保中学校区通学路対策箇所図



H24～R1年度対策箇所
R2年度新規危険箇所

番号
番号



米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

加茂中学校区 [加茂小学校、河崎小学校、加茂中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおとして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成24年度～26年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
72	加茂小学校	車の検定が確認しにくい。		米子市)カーブミラー	●
73	加茂小学校	通学路と店舗等に入りの車が重なり危険、自転車が通行しにくい。		鳥取県)低木剪定	●
74	加茂小学校	幅員が狭く交通量が多い、保育園の送迎と重なった危険。		米子市)通学路路面標示	●
75	加茂小学校	産業道路に向けて道幅が狭くなり、歩道、カーブレールもなくなっている。		米子市)外側線設置	●
121	河崎小学校	交差点手前で遅延やかにカーブしており、歩道と境界は悪い。		米子市)減速ライン	●
122	河崎小学校	直線道路でスピードが出やすい。要スピード抑制ライン。		米子市)通学路路面標示	●
123	河崎小学校	車のスピード速く、交通量多く、幅員狭い。		米子市)外側線設置	●
124	河崎小学校	横断歩道がない。		警察)横断歩道設置困難	●
184	河崎小学校	路側帯が狭く、歩道がない箇所がある。		鳥取県)側溝整備	●
255	加茂中学校	路側に電柱がある。登校時交通量が多い。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
256	加茂中学校	幅員が狭くなっている。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
257	加茂中学校	横に水路があり、幅員が狭く、歩道がない箇所がある。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
273	加茂中学校	路側帯が狭く、歩道がない箇所がある。		鳥取県)路肩カラー舗装 鳥取県)県道拡張及びバイパス工事(新橋面三脚中央線)実施中、歩道を整備し通学路として使用する。	●
316	加茂中学校	踏切前に遮断機なし。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
317	加茂中学校	道の幅員が狭くカーブのため危険。車の見通し悪く危険。		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
348	加茂中学校	車が混み合っているときに横断する際、見通し悪く危険。		警察)横断歩道設置	●

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
360	加茂小学校	横断歩道と外側線がなく、道路幅員が危険。		警察)横断歩道設置 鳥取県)路肩カラー舗装除去 米子市)東側外側線復旧	●
361	河崎小学校	防護柵のない箇所が歩道下防止		米子市)落下防止措置	●
362	河崎小学校	車のすれ違いが多いが歩道なく、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		米子市)路肩カラー舗装は車道では行わない。歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。	●
382	加茂中学校	車道狭く交通量多いが歩道のない区間あり危険。防護柵や注意喚起標示が必要。		米子市)幅員狭く防護柵設置	●

平成28年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
396	加茂小学校	車道と路側帯の区別が不明瞭で、歩道の幅員が狭く、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		米子市)幅員狭く防護柵設置 警察)道路の拡充による歩道確保	●
397	加茂小学校	幅員狭く外側線もなく、児童が車道に侵入する危険がある。		米子市)幅員狭く外側線設置 警察)交通安全規制困難	●

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
430	河崎小学校	横断歩道に路肩を越えて歩道を歩かせる危険がある。		米子市)道路管理者による路肩の除雪は困難	●
466	加茂中学校	交通量が多いため、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		米子市)外側線設置困難 米子市)路肩カラー舗装 警察)30キロ速度規制	●
467	加茂中学校	交通量が多い交差点で、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		鳥取県)道路管理者による歩道幅員の除雪は困難	●
468	加茂中学校	歩道でも交通量が多く歩道が狭い。歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		米子市)道路管理者による歩道幅員の除雪は困難 警察)歩道の状況を見ながら30キロ速度規制を検討	●

平成30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
495	加茂中学校	照明灯がなく日が暮れると暗くて危険。		米子市)一部区間に照明灯既設、道路照明設置基準に該当しないため設置困難	●

令和元年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	実施内容	実施主体等・対策内容	学校による対策
536	加茂小学校	交通量が多く、431号線から左折してくる車は、地下道に歩行者を遮られ、横断中の歩行者を認識しにくい。		鳥取県)路面標示等設置困難	●
537	加茂小学校	店舗への車両の出入りがある。交通量が多く、431号線から左折してくる車は、地下道に歩行者を遮られ、横断中の歩行者を認識しにくい。		鳥取県)路面標示等設置困難	●
538	加茂小学校	交通量が多く、431号線から左折してくる車は、地下道に歩行者を遮られ、横断中の歩行者を認識しにくい。		鳥取県)路面標示等設置困難	●
539 (594)	加茂小学校	594番と同じ内容			●
540 (593)	加茂小学校	593番と同じ内容			●
541	河崎小学校	右側通行を交差した後、歩道を歩かせる危険がある。横断歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		警察)信号機設置場所確保できず歩道設置困難	●
598	加茂中学校	鳥取県)歩道幅員狭く、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		鳥取県)歩道幅員狭く、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。	●
594	加茂中学校	歩道幅員狭く、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。		鳥取県)歩道幅員狭く、歩道に歩行者が通行しにくい。歩道に歩行者が通行しにくい。	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 加茂中学校区 安全対策一覧表」
<https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/09kanno-itiranR2.pdf>
チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。補正につきましては裏面をご覧ください。

鳥取県 米子市 加茂中学校区通学区対策箇所図

番号

H24～R1年度対策箇所



はばたけとら!

米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

加茂中学校区 [加茂小学校、河崎小学校、加茂中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成24年度～26年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
72	加茂小学校	車の後近が確認にくい。	●		●	
73	加茂小学校	通学路と店舗等に出入りの車が直交する危険。掲載で低学年が確認しづらい。	●		●	
74	加茂小学校	職員が狭く交通量が多い。保育園の送迎に危険な状況。	●		●	
75	加茂小学校	産業道路に向けて道路がせまくなり、歩道、ガードレールもなく、歩道が狭い。	●		●	
121	河崎小学校	交差点手前で線やカーブが交差する危険が懸念。	●		●	
122	河崎小学校	道路幅が狭く、歩道が狭い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
123	河崎小学校	車のスピード遅く、交通量多く、歩道が狭い。	●		●	
124	河崎小学校	横断歩道がない。	●		●	
184	河崎小学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
255	加茂中学校	路肩に電柱がある。歩道が狭い。	●		●	
256	加茂中学校	職員が狭くなっている。	●		●	
257	加茂中学校	横に水路があり、職員が狭く、歩道が狭い。	●		●	
273	加茂中学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
316	加茂中学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
317	加茂中学校	歩道が狭く、歩道がない。歩道が狭い。	●		●	
348	加茂中学校	車が歩み合っているときに横断歩道を直進し、歩道が狭い。	●		●	

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
360	加茂小学校	横断歩道と外側線が近く、道路幅が狭い。	●		●	
361	河崎小学校	防護柵のない箇所があり、歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
362	河崎小学校	車のすれ違いが多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
362	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	

平成28年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
396	加茂小学校	車道と歩道の区別がない。児童の歩道を歩道と区別がない。児童の歩道を歩道と区別がない。	●		●	
397	加茂小学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
400	河崎小学校	横断歩道と歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
466	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。	●		●	
467	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。	●		●	
468	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。	●		●	

平成30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
495	加茂中学校	照明灯がなくなり、暗くなる。歩道が狭い。	●		●	

令和元年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
536	加茂小学校	交通量が多く、431号線から左折してくる車が、地下道に歩行者を遮断する危険がある。	●		●	
537	加茂小学校	店舗への車の出入りがある。歩道が狭い。	●		●	
538	加茂小学校	交通量が多く、431号線から左折してくる車が、地下道に歩行者を遮断する危険がある。	●		●	
539	加茂小学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。	●		●	
540	加茂小学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。	●		●	
541	河崎小学校	横断歩道と歩道が狭い。歩道が狭い。	●		●	
583	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。	●		●	
584	加茂中学校	歩道が狭く、交通量が多い。歩道が狭い。	●		●	

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 加茂中学校区 安全対策一覧表」
https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/09kamo-itiranR2.pdf

チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がござい、地図につきましても裏面をご確認ください。

お問合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ 目 宅/米子市八幡662-2 ■ 事務所/米子市西三柳2485 Tel:0859-57-8882

米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

湊山中学校区 [就祥小学校、明道小学校、湊山中学校]

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
356 明道小学校	通学、通勤時間帯は中学生、小学生に自転車を乗せたり歩行者が歩道に侵入する危険がある。	●	●	●	●
358 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
359 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
381 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●

平成28年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
390 明道小学校	歩行者用信号機が設置してあるが、歩行者が歩道に侵入する危険がある。	●	●	●	●

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
414 明道小学校	通学、通勤時間帯は中学生、小学生に自転車を乗せたり歩行者が歩道に侵入する危険がある。	●	●	●	●
415 明道小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
417 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
418 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
419 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
468 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
469 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
460 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
461 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
476 明道小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●

令和元年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
		実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置	実施 施設 措置
513 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
514 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
515 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●
516 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●	●	●

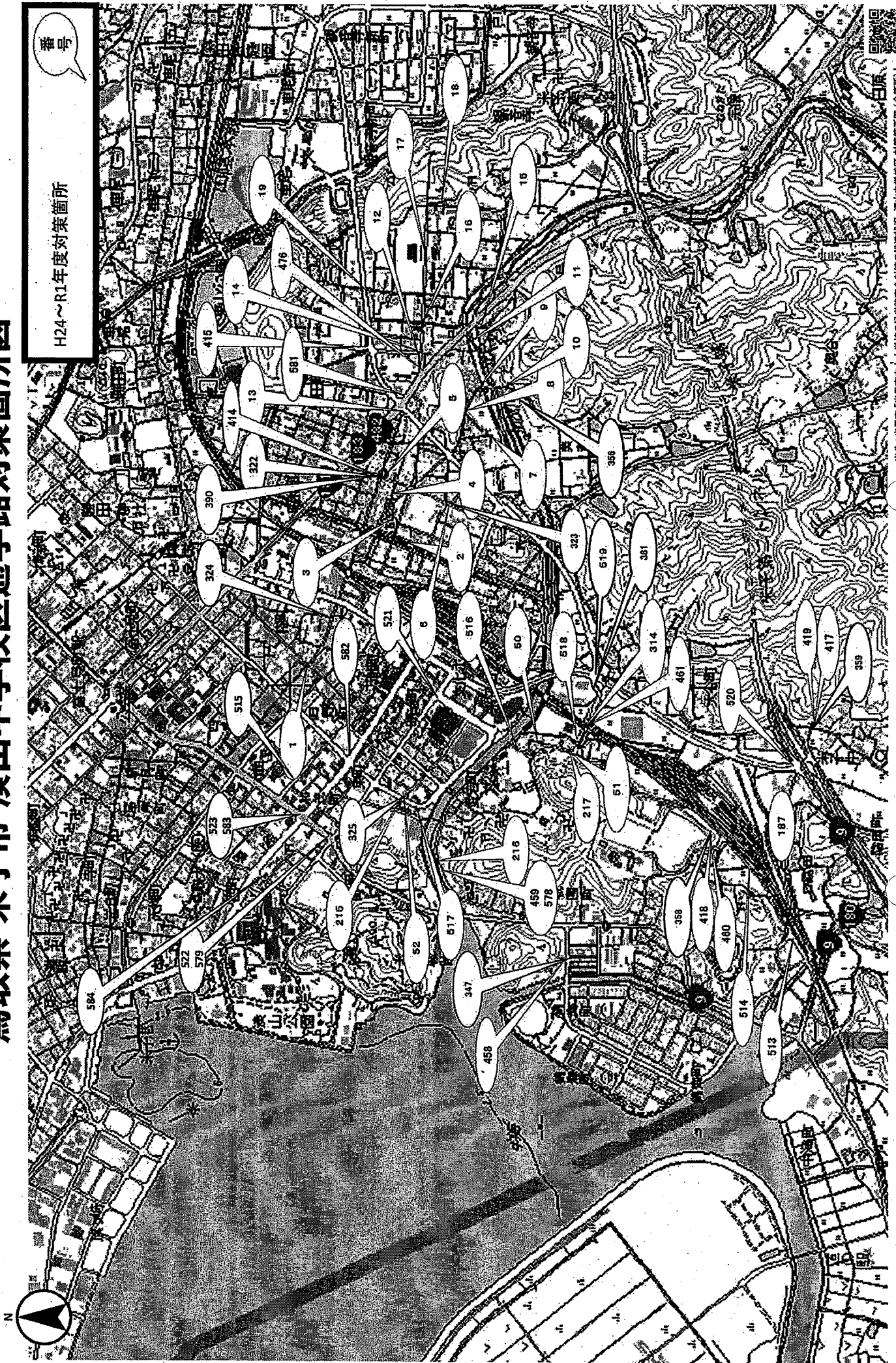
鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおこなって学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してあります。)なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

箇所 図番 番号	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策	学校による対策
517 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
518 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
519 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
520 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
521 就祥小学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
522 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
523 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
524 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
525 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
526 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
527 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
528 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
529 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
530 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
531 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
532 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
533 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
534 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
535 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
536 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
537 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
538 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
539 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
540 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
541 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
542 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
543 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
544 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
545 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
546 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
547 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
548 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
549 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
550 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
551 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
552 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
553 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
554 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
555 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
556 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
557 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
558 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
559 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
560 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
561 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
562 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
563 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●
564 湊山中学校	歩道の狭い区間があり、歩道に車が侵入する危険がある。	●	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況」湊山中学校区 安全対策一覧表
<https://www.city.yonagoi.jp/secure/25072/04minato-iran2.pdf>
 チラシ裏面に箇所図番番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

鳥取県 米子市 湊山中学校校区通学路対策箇所図



米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

東山中学校区 [啓成小学校、車尾小学校、東山中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおこなって学校から寄せられた通学路の危険箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してあります。)

平成27年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 啓成小学校 and 東山中学校.

平成28年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 車尾小学校 and 東山中学校.

平成29年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 啓成小学校 and 車尾小学校.

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 啓成小学校, 車尾小学校, and 東山中学校.

令和30年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 啓成小学校 and 車尾小学校.

令和5年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 啓成小学校 and 車尾小学校.

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 啓成小学校, 車尾小学校, and 東山中学校.

令和2年度 通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 道路管理者・警察による対策, 学校による対策. Rows include 啓成小学校 and 車尾小学校.

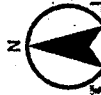
出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況」東山中学校区 安全対策一覧表 https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/1610/secure/25072/01higashi-titrenR2.pdf

チラシ裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。地図につきましては裏面をご覧ください。

お問合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ 自宅/米子市八幡662-2 事務所/米子市三柳2485 Tel:0859-57-8882

鳥取県 米子市 東山中学校区通学路対策箇所図



番号

H24~R1年度対策箇所



出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 東山中学校区 対策箇所図（全箇所）」
<https://www.city.yonago.lg.jp/secure/25072/01higashi-zenin2.pdf>

ばばたけととり!

米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 後藤ヶ丘中学校区 [義方小学校、住吉小学校、 後藤ヶ丘中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおこなって学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してあります。)なお、通学する児童生徒にとつての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
357	義方小学校	車がよく通り幅が狭く危険なため、柵際に蓋が必要。	●		●	

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
477	住吉小学校	歩道はよく整備されているが、歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
416	義方小学校	積雪時に歩道が凍り危険なため、歩道の除雪が必要。	●		●	
431	住吉小学校	外環線と内環線の横けり道として、歩道幅が狭い箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	

令和2年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
545	住吉小学校	カーブコーナー設置してあるが、歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
546	住吉小学校	側溝蓋と歩道に段差があり、危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
585	後藤ヶ丘中学校	5本の道路から交差点に車が進入し、交通量が非常に多い。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
416	義方小学校	積雪時に歩道が凍り危険なため、歩道の除雪が必要。	●		●	
431	住吉小学校	外環線と内環線の横けり道として、歩道幅が狭い箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
432	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
433	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
462	後藤ヶ丘中学校	制限速度が示されていないため、スピードを出している車が多く危険なため、柵際に蓋が必要。	●		●	
463	後藤ヶ丘中学校	積雪時に柵が凍り危険なため、柵際に蓋が必要。	●		●	

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
477	住吉小学校	歩道はよく整備されているが、歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
478	住吉小学校	4.77番と同様に歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
542	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
543	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
544	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	

箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
598	義方小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
606	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
607	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
608	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	

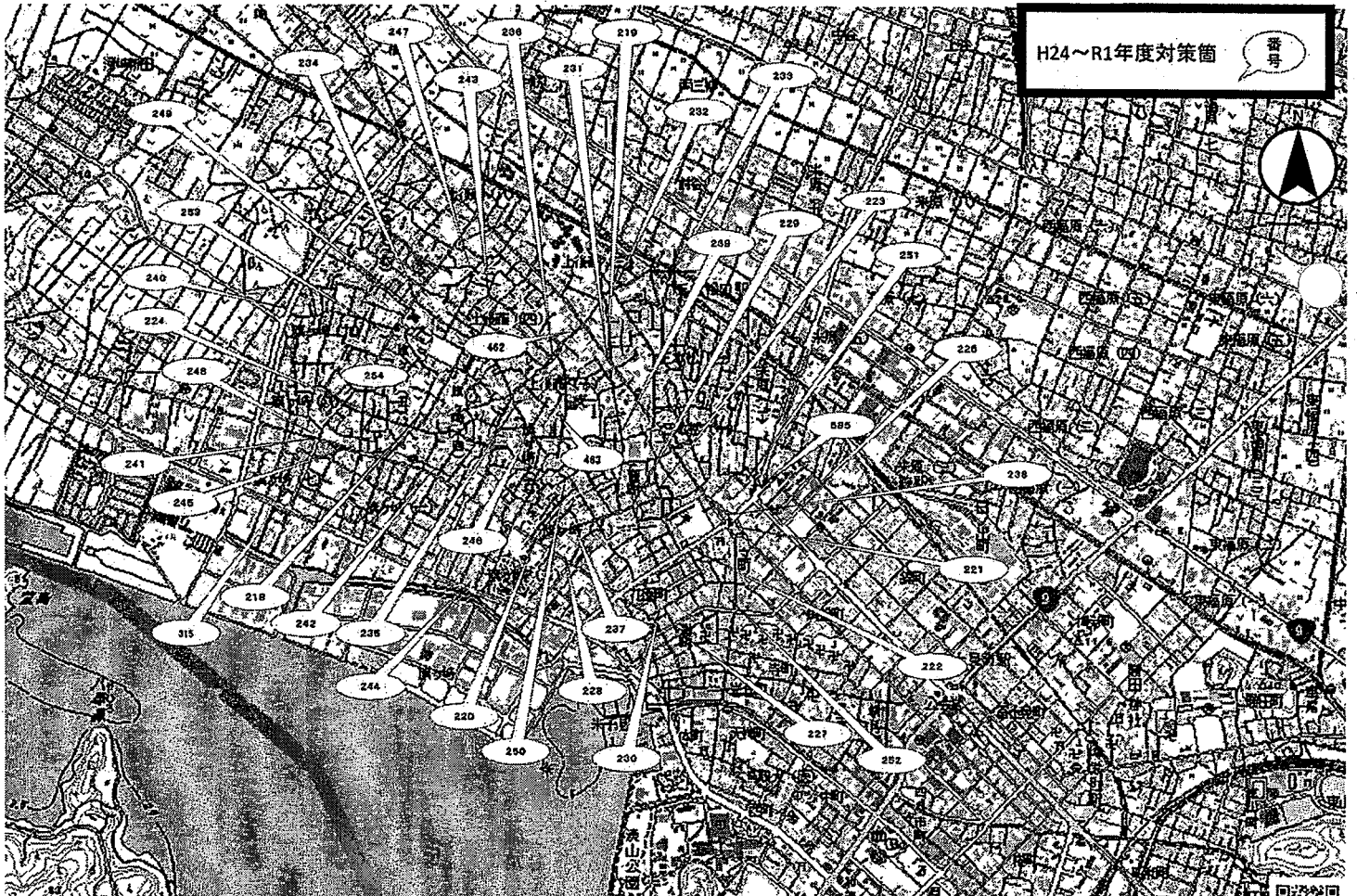
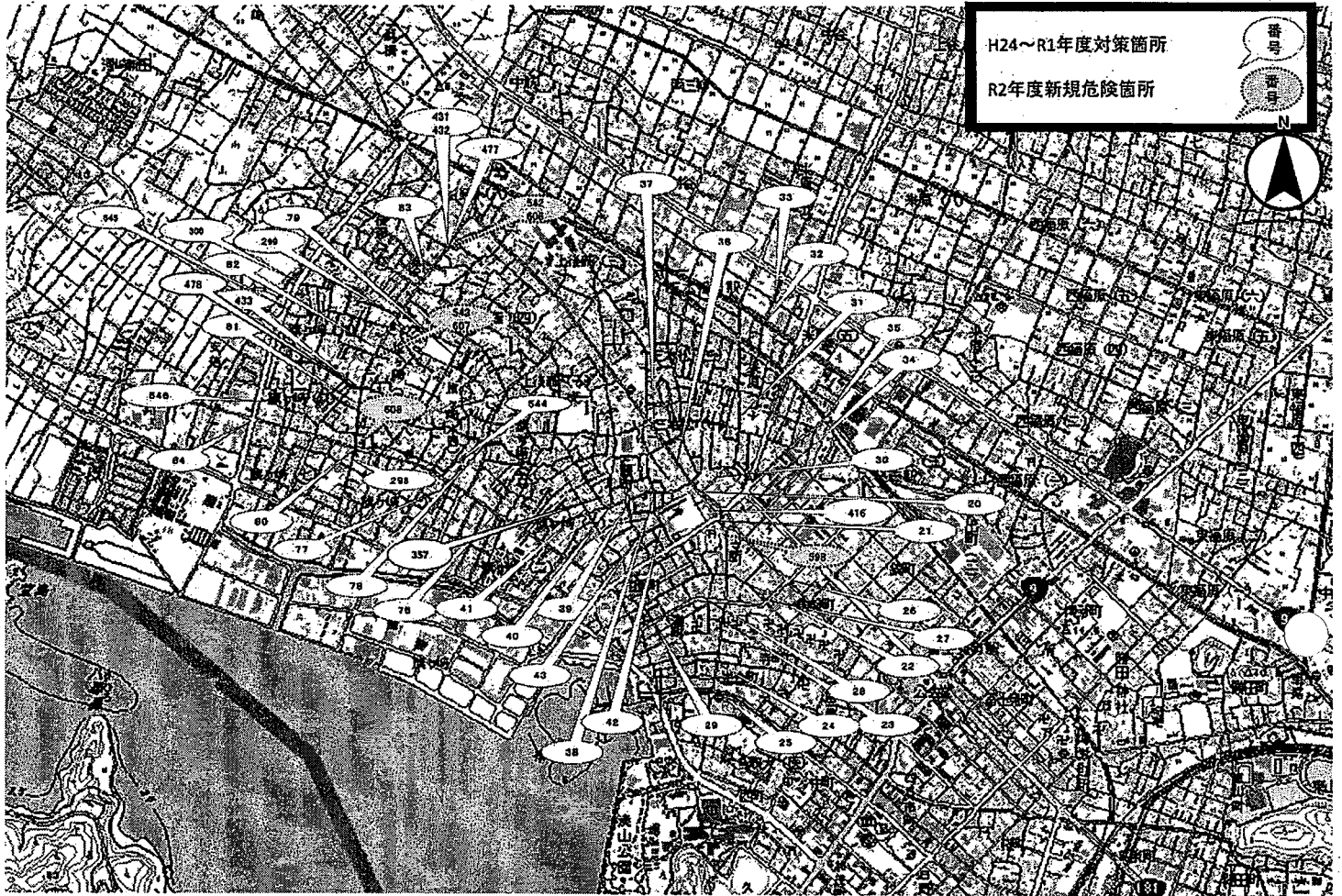
箇所 図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
598	義方小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
606	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
607	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	
608	住吉小学校	歩道幅が狭く危険な箇所がある。また、歩道に柵が設置されている箇所がある。	●		●	

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 後藤ヶ丘中学校区 安全対策一覧表」
https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/0560to-1trant2.pdf

お問合わせ
鳥取県議会議員 内田たかつぐ

〒662-2 米子市八幡662-2 ■ 事務所／米子市西三柳2485 Tel:0859-57-8882

鳥取県 米子市 後藤ヶ丘中学校区通学路対策箇所図



米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

弓ヶ浜中学校区 [弓ヶ浜小学校、彦名小学校、弓ヶ浜中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成24年度～26年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図号 番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
85	彦名小学校	期が深く高くなっている。	●		米子市)カーブミラー設置	●
86	彦名小学校	道幅が狭く見通し悪い。降覆の人口の増が広く吸い込まれる危険性あり。	●		米子市)防護柵設置	●
87	彦名小学校	大型車が頻りに通り、歩道が切れている。	●		米子市)蓋かけ困難	●
88	彦名小学校	期が深くカーブしており見通しが悪い。運轉も待たずに狭くなっている。	●		米子市)減速表示設置	●
89	彦名小学校	道幅が狭い。	●		米子市)減速表示設置	●
99	弓ヶ浜小学校	左右の民家で見通しが悪い。降覆歩道の位置が道路中央まではみ出ている。	●		警察)横断歩道位置変更困難	●
182	弓ヶ浜小学校	道幅が狭く、歩道がない。	●		鳥取県)カラー舗装済 追加	●
183	弓ヶ浜小学校	道幅が狭く、歩道がない。箇所がある。	●		鳥取県)減速マーク及び防護柵 追加	●
263	弓ヶ浜中学校	道幅が狭い。	●		米子市)カーブミラー設置困難	●
264	弓ヶ浜中学校	見通し悪い。	●		米子市)カーブミラー設置困難	●
265	弓ヶ浜中学校	見通し悪い。	●		米子市)カーブミラー設置困難	●
271	弓ヶ浜中学校	道幅が狭く歩道がない。	●		鳥取県)カラー舗装済 追加	●
272	弓ヶ浜中学校	道幅が狭く、歩道がない箇所がある。	●		鳥取県)減速マーク及び防護柵 追加	●
301	弓ヶ浜小学校	交差点にカーブミラーがあるが、車から歩行者が見えにくい。	●		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
319	弓ヶ浜中学校	交差点の側面がブロック壁のため見通し悪い。	●		米子市)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
320	弓ヶ浜中学校	塀の隙間から車が見えにくい。降覆歩道の位置が道路中央まではみ出ている。	●		警察)横断歩道修復済	●
349 (260)	弓ヶ浜中学校	263番と同じ内容				●

平成27年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図号 番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
350 (284)	弓ヶ浜中学校	264番と同じ内容				
351 (265)	弓ヶ浜中学校	265番と同じ内容				
367	弓ヶ浜小学校	車のおりが多い交差点に一時停止柵がない箇所が危険。	●		警察)一時停止柵設置	●
386	弓ヶ浜小学校	歩道に柵がないため横の畑に落ちる危険あり。	●		米子市)防護柵設置	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図号 番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
479	彦名小学校	交通量多いが歩道なく道幅が狭い上に自転車の通行が多いため、歩道は必要だが道幅が狭く歩道が狭い。歩行者と車の目の合いは難しい。	●		米子市)外周線設置予定。症状も良いため複数年度で対応予定。 米子市)防護柵設置を検討	●
497	弓ヶ浜中学校	交差点内カーブが急激に急峻なため、見通しが悪く歩行者と車の目の合いが難しくなる。	●		鳥取県)カラー舗装済。歩道からの視界確保がカーブミラーによる対策困難。 米子市)一時停止柵設置を依頼する。	●

令和28年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図号 番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
388	弓ヶ浜小学校	一時停止柵や標示、ストロブマークがなく、建物で交差点の視界が狭くなる。見通しが悪く危険。	●		米子市)路面標示(停止線)設置	●
399	弓ヶ浜小学校	一時停止柵や標示、ストロブマークがなく、建物で交差点の視界が狭くなる。見通しが悪く危険。	●		警察)一時停止柵設置	●
412	弓ヶ浜中学校	交差点の見通しが悪く、車両がカーブミラーを設置してほしい。	●		米子市)停止線修復 警察)横断歩道修復	●

令和元年 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図号 番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
562	弓ヶ浜小学校	この箇所は通学路であり、交通量も多く歩道が狭い。車両の通行があるが車道が狭く、歩行者と車の目の合いが難しい。	●		市)カーブミラー、ストロブマーク及び注意喚起照明灯を校舎)交差点に道路照明灯を校舎)通行者に設置して歩行者の安全確保を依頼する	●
590	弓ヶ浜中学校	歩道が狭く、歩道がない箇所がある。	●		警察)歩道幅を確保し、歩道が狭い箇所を改善する	●

令和29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図号 番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
436	彦名小学校	降覆歩道に交差点の歩道に柵がないため歩道通行の妨げがある。	●		米子市)道路管理者による歩道の柵の設置を依頼する 米子市)小学校側の歩道は歩道線設置	●

令和2年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所 図号 番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策	
			実施済	予定	実施済	予定
562	弓ヶ浜中学校	交通量の多い交差点で、横断歩道の近くに店舗の出入口もあり歩行者と車の目の合いが難しい箇所がある。	●		鳥取県)交差点部に防護柵設置を依頼する	●

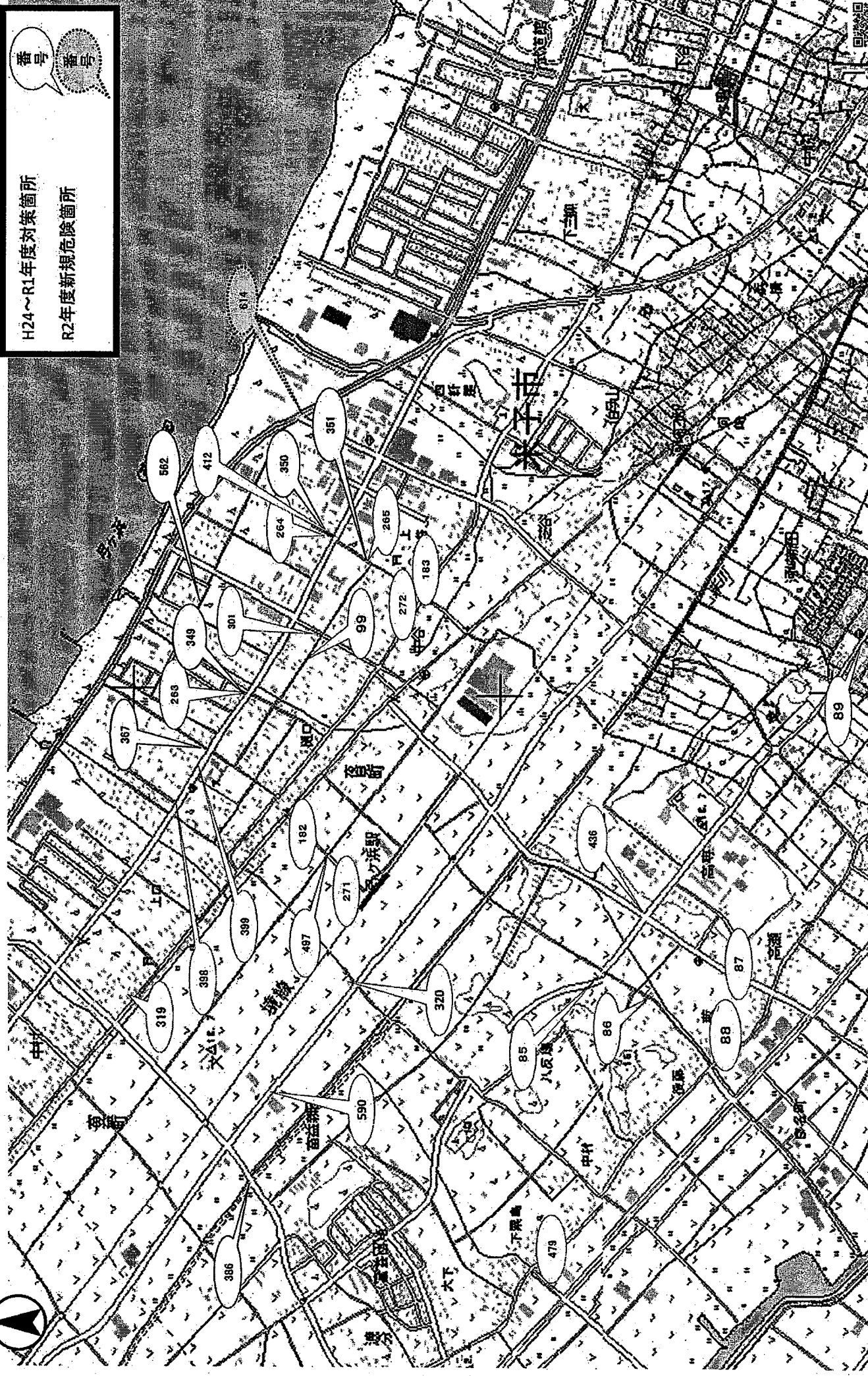
出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 弓ヶ浜中学校区 安全対策一覧表」
https://www.city.yonagoi.jp/secure/25072/07/yumi-hiranR2.pdf
チラシ表裏面に箇所図番号を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

お問い合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ

〒662-2 米子市八幡662-2 ■ 事務所 / 米子市西三柳2485 Tel: 0859-57-8882

鳥取県 米子市 弓ヶ浜中学校区通学路対策箇所図



番号
番号

H24~R1年度対策箇所
R2年度新規危険箇所

内田たかつぐ 県議会報告



米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

福米中学校区 [福米小学校、福米西小学校、福米中学校]

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容を

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。(紙面の都合上、平成27年度以降の情報を掲載してまいります。)なお、通学する児童生徒にとつての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成27年度緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施予定, 学校による対策

平成28年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施予定, 学校による対策

平成29年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施予定, 学校による対策

令和元年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施予定, 学校による対策

平成30年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施予定, 学校による対策

令和2年度通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

Table with 5 columns: 箇所図番号, 学校名, 通学路の状況・危険の内容, 実施予定, 学校による対策

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 福米中学校区 安全対策一覧表」 https://www.city.yonagoi.lg.jp/secure/25072/03hukuyone-iran2.pdf

鳥取県 米子市 福米中学校区通学路対策箇所図



ぼぼたけとと

米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況

福生中学校区

福生東小学校、福生西小学校、福生中学校

鳥取県は米子市と共同で、通学路の安全点検をおとして学校から寄せられた通学路の危険な箇所について、「米子市通学路交通安全プログラム」により関係機関が連携し安全対策を推進しています。平成24年度から令和2年度までに把握された危険箇所について、令和3年7月時点の取り組み内容

を中学校区ごとの安全対策一覧表及び対策箇所図として掲載いたします。なお、通学する児童生徒にとっての危険な場所や状況は道路事情などで変わることから、新たな危険箇所に関する情報は、児童生徒の通う学校へお寄せください。

平成24年度～26年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策
			実施済	事業主体等・対策内容	
61	福生東小学校	交通量が多く、店舗への出入りの車や左折車に注意が必要。	●	鳥取県)交通安全指導で対応をお願いしたい。	●
62	福生東小学校	30kmの速度制限を守らない車が多い、上り坂で車の接近に気づき難い。	●	米子市)通学路路面標示	●
63	福生東小学校	道路幅、歩道幅が狭い、自転車も多く危険。	●	米子市)通学路路面標示困難	●
64	福生東小学校	スピードを出す車が多い。	●	米子市)減速ライン設置困難	●
65	福生東小学校	交通量が多い。	●	米子市)減速ライン設置困難	●
66	福生東小学校	交通量が多い。	●	米子市)信号機横断歩道設置	●
67	福生東小学校	歩道がなく踏切帯もない、側溝に蓋がない。	●	米子市)歩道拡張	●
133	福生西小学校	R43の横断歩道を渡るために道路を渡る際、歩道がなく危険。	●	米子市)歩道拡張困難	●
134	福生西小学校	側溝に蓋がなく危険。	●	米子市)根拠誘導標設置	●
135	福生西小学校	交差点の見通しが悪く、側溝に蓋がない。	●	米子市)蓋掛け困難	●
136	福生西小学校	一方通行の速で車がスピードを出す。交差点の見通しが悪い。	●	米子市)交差点路面標示困難	●
137	福生西小学校	交通量多く、川に防護柵がない。	●	米子市)転落防止柵設置	●
212	福生中学校	福生東小前、車道が狭く自転車の脇を車が走行、車のスピード速い。	●	米子市)通学路路面標示	●
345	福生中学校	車のスピードが速く、車と自転車の接触が心配。	●	警察-米子市)交通安全指導をお願いしたい。	●

平成29年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策
			実施済	事業主体等・対策内容	
426	福生西小学校	側溝に蓋がなく危険なので蓋を設置してほしい。	●	米子市)道路管理者による対策困難	●
455	福生中学校	学校前横断歩道がある道路を車がスピードを出して通行し危険なので、制限速度を現行より小さくしてもらいたい、スクワールゾーンに指定してもらいたい。	●	警察)横断歩道での信号機設置困難、西側交差点に横断歩道移設と押しボタン信号機設置困難。米子市)正門東側に注意喚起の啓発をお願いしたい。	●

平成30年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策
			実施済	事業主体等・対策内容	
489	福生中学校	交差点に壁がありきわめて視界が狭く危険。左折する車を追い越す車が北側から交差点に入る車と衝突しそうになるケースが多いため、追い越し禁止の規制とスクワールの路面標示が必要。 -一時停止線と標識がなく優先道路が分りにくい。ため危険。一時停止規制を設けてほしい。 -車との接触事故があった。	●	警察)自転車の特設場所確保で横断歩道設置困難。 米子市)用地確保ができれば学校側の歩道を延伸することを検討。 警察)交通規制困難。 米子市)スクワール-ゾーン路面標示設置困難。 米子市)交差点の境界改善を検討。	●
490	福生中学校	警察)一時停止規制設置困難。 米子市)停止線路面標示を設置予定。	●		●

令和元年度 緊急通学路安全点検危険箇所における安全対策一覧表 (R3.7時点)

箇所図番号	学校名	通学路の状況・危険の内容	道路管理者・警察による対策		学校による対策
			実施済	事業主体等・対策内容	
531(576)	福生東小学校	576番と同じ内容	●		●
532	福生西小学校	交差点で車からの視界と歩行者からの見通しが悪く危険。	●	米子市)交差点隅切り部の植栽剪定済	●
533	福生西小学校	交差点の特設場所があるが交通量が多く危険。	●	鳥取県)交差点に防護柵を検討	●
574	福生中学校	学校前横断歩道の停止線が近く交通指混乱しているも危険を感じる。横断歩道待機場所のスクワールゾーン蓋が滑り危険。	●	警察)横断歩道の停止位置の移設を検討 米子市)蓋の交換は不可能	●
575	福生中学校	交差点の特設場所があるが交通量が多危険。防護柵なし。	●	県)表側交差点であるが幹線は直線で見通し良く防護柵設置困難	●
576	福生中学校	交差点の特設場所があるが交通量が多危険。防護柵なし。	●	鳥取県)防護柵を検討	●
577	福生中学校	交差点の特設場所があるが交通量が多危険。防護柵なし。	●	鳥取県)防護柵を検討	●

出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 福生中学校区 安全対策一覧表」
<https://www.city.yonagoie.jp/secure/25072/02hukuke-titiran2.pdf>

チラシ裏面に顔写真と住所を記載した地図がございます。場所につきましては裏面をご覧ください。

お問合わせ

鳥取県議会議員 内田たかつぐ

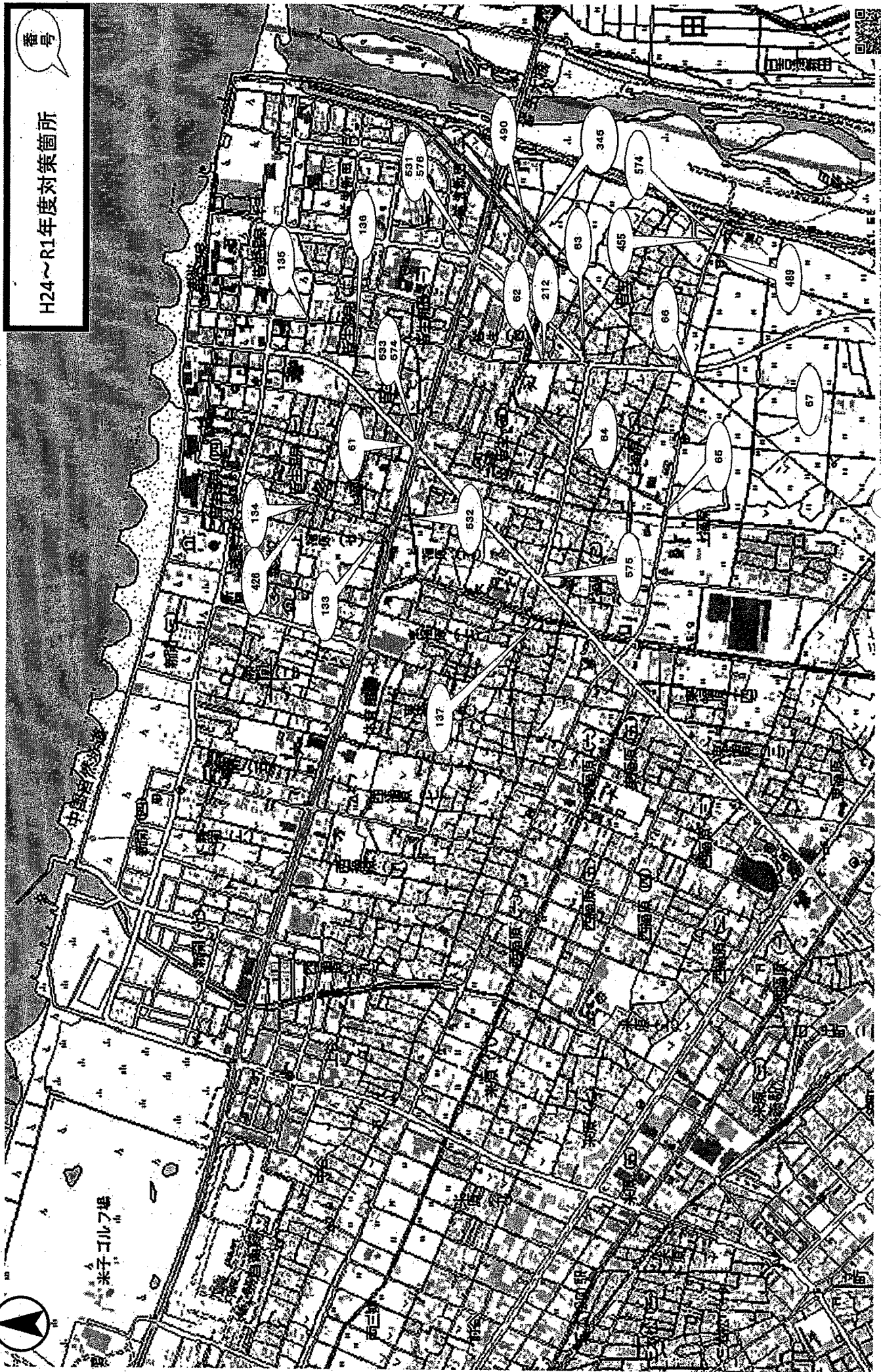
自宅/米子市八幡662-2
事務所/米子市両三柳2485 Tel:0859-57-8882



鳥取県 米子市 福生中学校区通学路対策箇所図

番号

H24～R1年度対策箇所



出典：米子市「米子市内小中学校の通学路安全対策の推進状況 福生中学校区 対策箇所図（全箇所）」
<https://www.city.yonago.lg.jp/secure/25072/02hukuke-zenR2.pdf>



会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名: 内田 隆嗣

領収書等番号: 306

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係 (県議会自由民主党)	11,307	収支決算のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	4,136	収支決算のとおり
鳥取県議会自転車活用推進議員連盟	5,380	収支決算のとおり
政務活動費計上額合計	20,823	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

政 務 活 動 一 覧

議員名：内田 隆嗣

年月日	活動先			政務活動の内容	関連領収書 番号
	住所	活動先の名称	対応者		
7月2日	鳥取市	議会棟	鳥取県商工会 連合会、㈱ア ーチヒーロー 高 橋幸博氏ほか	自転車活用推進議員連盟 勉強会（地域活性化につ いての講演、意見交換会）	306

- ・交通費（JR等運賃、タクシー代、駐車場代）、宿泊費、会議等への参加費及び会議の開催経費（会場代、講師謝金等）に政務活動費を充当する場合に記載すること。
- ・県外及び国外での政務活動については、別途「活動報告（県外・国外）」を提出すること。